

官民連携データプラットフォーム

ポリシー案策定事業 令和2年度 報告書



2021年4月
東京都 デジタルサービス局

本資料について

令和2年9月から令和3年3月までの間で、「官民連携データプラットフォームのポリシー構成及び周知施策の立案」に係る事業の実施事項をまとめている

目次

1. ポリシー構成の立案

2. ポリシー策定委員会について

3. ポリシー案の周知に向けた実施事項

4. 第三者委員会設置について

5. 今後検討を要する主要事項

6. (参考)委員会における委員からの課題提起や提案等

用語の定義

本報告書内では、以下の通りに正式名称を略して記載している

正式名称	略称
「Society5.0」社会実装モデルのあり方検討会	あり方検討会
官民連携データプラットフォーム	DPF
官民連携データプラットフォーム運営に向けた準備会	準備会
官民連携データプラットフォームポリシー策定委員会	委員会
官民連携データプラットフォーム協議会(仮称)	協議会
官民連携データプラットフォームケーススタディ事業	ケーススタディ事業

WEBサイトのご案内

官民連携データプラットフォーム ポリシー策定委員会（第1回）

https://www.digitalservice.metro.tokyo.lg.jp/society5.0/dpf_policy.html

官民連携データプラットフォーム ポリシー策定委員会（第2回）

https://www.digitalservice.metro.tokyo.lg.jp/society5.0/dpf_policy/committee2.html

官民連携データプラットフォーム ポリシー策定委員会（第3回）

https://www.digitalservice.metro.tokyo.lg.jp/society5.0/dpf_policy/committee3.html

官民連携データプラットフォーム ポリシー策定委員会（第4回）

https://www.digitalservice.metro.tokyo.lg.jp/society5.0/dpf_policy/committee4.html

官民連携データプラットフォーム ポリシー案及び意見公募結果

https://www.digitalservice.metro.tokyo.lg.jp/society5.0/dpf_policy/release1.html

※上記URLは、令和3年4月時点のものです。今後変更される可能性があります。

1. ポリシー構成の立案・策定

- ポリシー策定の経緯と3つの観点
- ポリシー策定の流れ
- 今年度策定した「ポリシー案」の範囲と令和3年度以降の取組
- ポリシー案の全体構成、策定内容
- 各ポリシーの関係者の範囲
- 策定における前提事項
- 法令・ガイドライン

ポリシー案策定の経緯と3つの観点

2019年12月のあり方検討会(第5回)にて委員より、DPFを運用するにあたりガイドラインを定める必要があると指摘があったことから、データの収集や提供・利活用にかかる基本的な考え方(ポリシー)を以下3つの観点からポリシー案を策定

検討会構成員からのコメント

INIAD(東洋大学情報連携学部)学部長 坂村 健

「規制があるとデータ利活用が活発にされなくなってしまう。しかしながら、ある程度ルールをつくっておかないと、後でもめちゃって、何でそんなものを勝手にと言われてしまう。だから東京都としてやっておくことが必要。ある程度個人データも出さないと利活用が上手くいかないこともあるから、個人のデータと公共のバランスをどうとるのかディスカッションする必要もある。」

株式会社ブイキューブ 代表取締役社長CEO 間下 直晃

「どのデータをどこまで利用できて、どこからが利用できないかが明確になっていないがために、企業が個人情報の問題で炎上する事件が時々起きている。データ利活用の際には、ガイドラインを立てることで、「このデータを使用しても問題ない」という承認を得られるようにしないと、日本の国民性としてはそもそもデータを使いたがらない、よってデータ利活用が進まない。都が率先して定めることで解決できる。」

埼玉大学人文社会科学部 教授 内田 奈芳美

「行政だから出せるデータというのはあると思うんですね。密集市街地の改善などの話でも、改善に参加する意思があるかどうかというのは、民間では聞けないけれども、行政から聞けば聞けると。ただ、その難しいのは、それをオープンにできないのですよね。だから、これからガイドライン等をつくられると思います。」

ポリシー案策定における3つの観点

都民や企業等がデータ提供・サービス利用を安心してできるよう、官民連携DPFを運営する法人が扱うデータの収集や提供・利活用にかかる基本的な考え方を以下3つの観点から掲げた

1. 法律に関する観点

例。「不正競争防止法」「不法行為法」「個人情報保護法」「不正アクセス禁止法」「知的財産権法」「独占禁止法」などの法令に沿った運用

2. 契約に関する観点

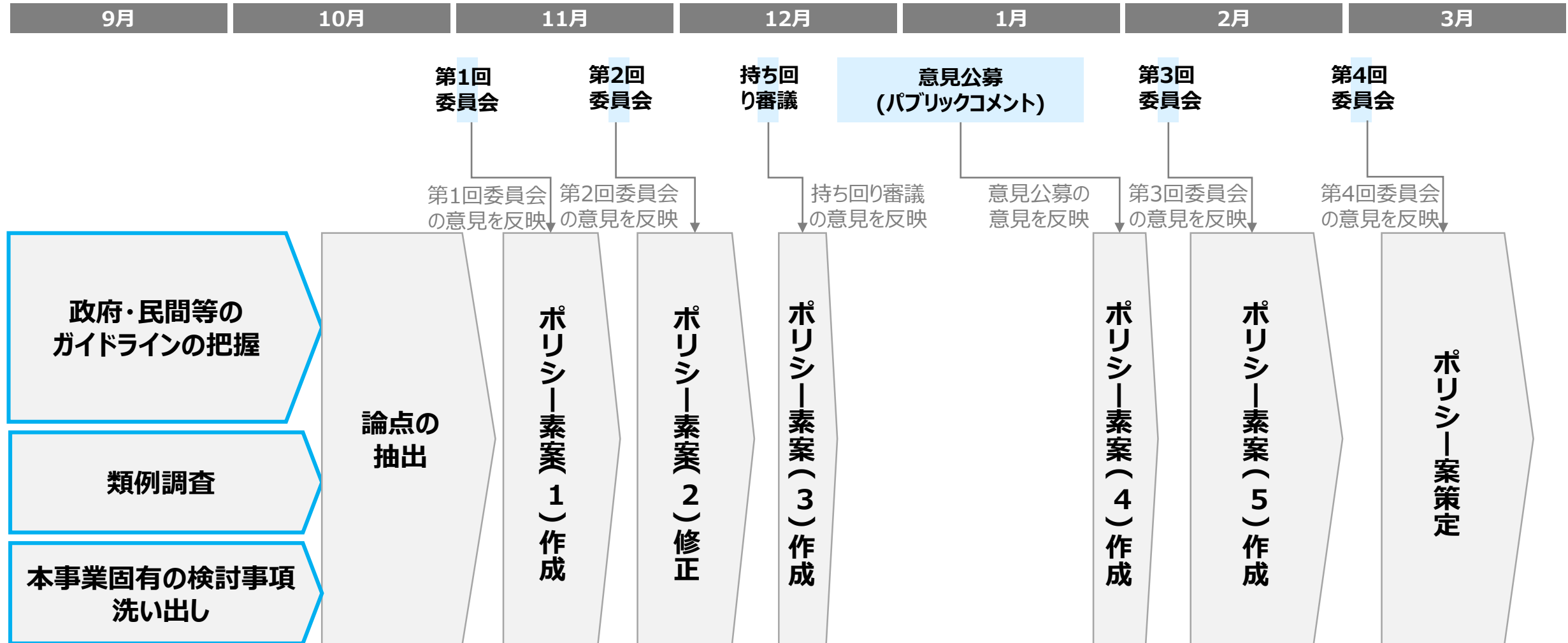
例。「AI・データの利用に関する契約ガイドライン」など、国などが示している既存のガイドラインなどを踏まえた契約のあり方

3. 技術的な観点

例。データの匿名加工や暗号化など、第三者がデータ利用する際にも効果が見込まれる技術的な対応方針などを含める

ポリシー案策定の流れ

政府・民間等のガイドラインや類例を参考にし、DPF固有の検討事項を洗い出した上で、ポリシー素案策定に向けた論点を抽出。第1回委員会以降は、委員からの意見を基に、また意見公募での意見も加味し、ポリシー案1.0として策定した



※青枠部は次ページに補足

第1回委員会に向けた実施事項

第1回委員会に向けて、まず政府・民間等のガイドラインや類例、官民連携DPF固有の検討事項を洗い出し、第1回委員会での議題として論点を抽出し提示

政府・民間等のガイドラインの把握

政府・民間等が策定した以下ガイドライン・参考資料を洗い出す

- **経済産業省**
 - ✓ AI・データの利用に関する契約ガイドライン 1.1版
 - ✓ サイバーセキュリティ経営ガイドライン Ver2.0 等
- **総務省・経済産業省**
 - ✓ 情報信託機能の認定に係る指針ver2.0
 - ✓ DX時代における企業のプライバシーガバナンスガイドブックver1.0 等
- **一般社団法人 日本IT団体連盟**
 - ✓ 情報銀行認定申請ガイドブックver.2.0
 - ✓ モデル契約約款ver.2.0
 - ✓ 情報銀行認定審査チェックシート 等
- **一般社団法人データ流通推進協議会**
 - ✓ データ取引市場運営事業者認定基準 等

→P28-33参照

類例調査

類例調査では以下項目に沿う企業を主対象とする

- **国内外の大手デジタルプラットフォーム**
 - ✓ 例:Yahoo、LINE、Google、Facebook、 等
- **情報銀行認定事業者 等**
 - ✓ 例:株式会社DataSign、中部電力株式会社、株式会社マイデータ・インテリジェンス 等
- **DMP事業者**
 - ✓ 例:、デジタル・アドバイジング・コンソーシアム株式会社、Oracle BlueKai 等
- **次世代医療基盤法に基づく認定事業者**
 - ✓ 例:一般社団法人ライフデータイニシアティブ、一般財団法人日本医師会医療情報管理機構(J-MIMO) 等

→「策定対象ポリシーに係る類例一覧」
別添参照

本事業固有事項の洗い出し

ガイドラインや類例以外で必要となる、官民連携DPF固有の検討事項洗い出す

- **本事業固有の検討事項**
 - ✓ 東京都個人情報保護条例
 - ✓ 特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律案
 - ✓ 特定業界のデータに関する固有規律 等

→P29-33照

今年度策定した「ポリシー案」の範囲と令和3年度以降の取組

今年度の準備会での議論や実証プロジェクト等の取組に基づいて、ポリシー案を1.0として策定。なお、令和3年度以降の事業内容詳細・組織体制等の検討状況を踏まえ、ポリシー案2.0として改定を検討する

令和2年度(ポリシー案1.0)

令和3年度以降(ポリシー案2.0)

準備会や 実証 プロジェクト 等

「ポリシー策定委員会」からの提言も踏まえながら「準備会」、「WG」を通じて事業概要の大枠を策定

- DPF事業におけるプリンシプル
- 事業概要 (データ流通推進・データ整備)
- 取り扱いデータ範囲
- トラストアンカー※型での実施

「協議会」「ケーススタディ事業」「行政データ整備」等を通じて事業内容・組織体制等の詳細を策定

- DPF事業計画・内容詳細策定
- ユースケースの具体化
- データ連携基盤の要件定義のとりまとめ、データ連携基盤プロトタイプ of 構築
- 都内区市町村のデータ加工作業

ポリシーから必要に応じて提言  準備会決定事項を共有

 検討結果等を共有

ポリシー

準備会や実証プロジェクトでの 検討内容に基づいた「ポリシー案1.0」を策定

- プライバシーステートメントでの対象情報をパーソナルデータとし、対象者をデータ提供者・利用者及びデータ主体と規定 **法令** **契約**
- トラストアンカー型で実施をしていく際に必要となる、データ提供時・利用時の基本的なルールを規定 **法令** **契約**
- DPFがデータ整備の委託を請け負った場合に関する基本的なルールを規定 等 **法令** **契約** **技術**

事業内容詳細・組織体制等に基づいた 「ポリシー案2.0」に改定

- 事業内容詳細・ユースケースの具体化に伴い修正・追加が必要となる条項案の改定
(例)
 - パーソナルデータの利用目的詳細化、データ提供者・利用者に求める事項やDPFが関与する範囲の詳細化、責任・免責・罰則の詳細化 等

※個人、法人、機器などのサイバー空間の存在(ID)の認証(審査・登録・発行・管理など)を担う機能のこと。

官民連携データプラットフォームでは、DPFがデータ提供者とデータ利用者を審査することや、データの管理をすることなどによって、トラストを担保し、保証すること

ポリシー案の全体構成、策定内容

準備会で検討された事業概要における前提や、ポリシー策定委員会で議論した結果を基に、各ポリシーの具体化を進めた

ポリシー

主な策定内容

官民連携データプラットフォーム
ポリシー構成

- ポリシーの全体の構成図、ポリシー全体に係る前提事項、考え方等

官民連携データプラットフォーム
プライバシー
ステートメント

- プライバシーステートメントにおける条項案構成
- 対象とする情報(パーソナルデータ)、対象者(データ提供者・利用者及び個人)と規定 **法令 契約**
- パーソナルデータの定義に関する法律を(個人情報保護法・東京都個人情報保護に関する条例)と規定 **法令**
- 原則オプトアウトでのパーソナルデータの第三者提供をしない方針…等

官民連携データプラットフォーム
規約

- 規約における条項案構成(第1章:総則、第2章:データ提供者向け、第3章:データ利用者向け、第4章雑則)
- サービス利用に関する入退会の基本内容(入会・禁止事項・ログインアカウントの取り扱い・任意退会・強制退会等)を規定 **契約**
- データ提供時の基本的なルール(提供対象データに応じた表明保証・DPFからの関与範囲を定めること等)を規定 **法令 契約**
- データ利用時の基本的なルール(例:データ利用者の情報管理体制により利用できるデータやDPFからの関与範囲を定めること等)を規定…等 **法令 契約**

官民連携データプラットフォーム
データガバナンス指針

- データガバナンス指針における条項案構成
- パーソナルデータ保護とサイバーセキュリティ確保に加え、積極的なデータ利活用のために運営組織が取り組むことを規定 **技術**
- DPF運営組織からの情報発信・意見聴取のため、DPFに係る関係者との対話を図ることを規定…等

官民連携データプラットフォーム
コンプライアンス指針

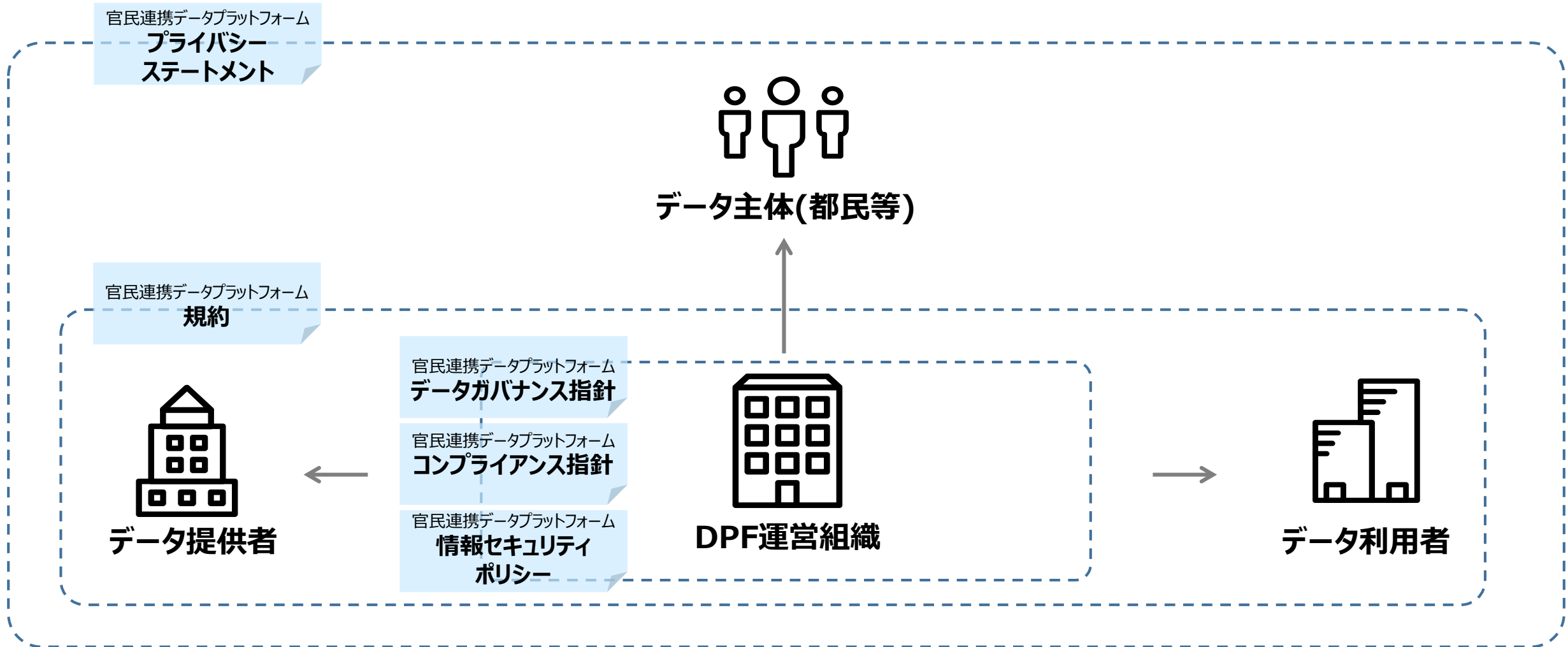
- コンプライアンス指針における条項案構成 **法令**
- 各種の関係法令を遵守、運営組織の透明性を保つめの第三者委員会を設置し監査体制を確立すると規定 **法令**
- データプラットフォームに係るコンプライアンス研修を運営組織内で実施と規定…等 **法令**

官民連携データプラットフォーム
情報セキュリティ
ポリシー

- 東京都サイバーセキュリティ基本方針に準じた、情報セキュリティポリシーにおける条項案構成 **法令**
- データプラットフォーム事業者としてデータ流通時に留意する対策・最新のセキュリティに対する情報収集をしていくことを規定…等 **技術**

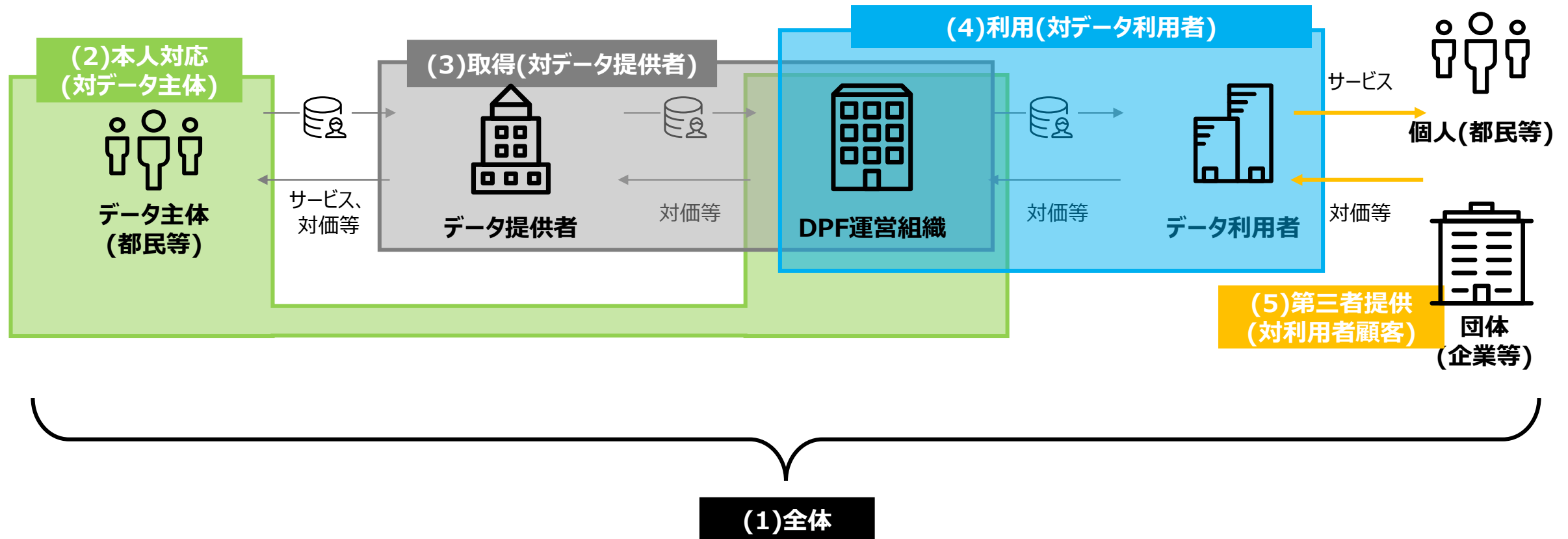
各ポリシーの関係者の範囲

各ポリシーにおける関係者を以下の範囲とし、ポリシー案を策定した



前提事項・委員意見の分類

ポリシーを策定する上での前提事項(P12-17)や、委員会で委員からいただいた意見(P67-84)を、以下の(1)～(5)に振り分けて分類



ポリシー案を策定する上での前提事項

ポリシー案の策定における前提事項と、対応するポリシー記載箇所を整理

	論点	今年度における前提(概要)	ポリシー主要反映箇所
事業関連	<p>DPF運営組織の立ち位置</p>	<ul style="list-style-type: none"> 東京都から補助金を受けて設立・運営される予定であるため、東京都の条例を考慮し、各ポリシー案を策定 	<ul style="list-style-type: none"> (上段)プライバシーステートメント2項、規約2項、情報セキュリティポリシーは東京都東京都サイバーセキュリティ基本方針※を基に策定 等
	<p>DPF事業・運営組織の立ち上げ目的</p>	<ul style="list-style-type: none"> 都民のQoLや事業者の「稼ぐ力」の向上を目指し、個々人に適したサービスや社会課題解決のソリューションの創出・提供を促すため、官民における様々なデータを収集・流通促進する。なお、ポリシー案策定においては目的の実効性に留意した ※事業開始時には、HPのポリシー紹介をするページ等で、目的を絵・図化したものを提示する予定 	<ul style="list-style-type: none"> データガバナンス指針1項・2項
	<p>DPF事業におけるプリンシプル</p>	<ul style="list-style-type: none"> あり方検討会・スマート東京実施戦略・準備会等での議論により計12の項目を策定 (P18参照) ポリシー策定においても、プリンシプルを考慮し検討を進める 	<ul style="list-style-type: none"> データガバナンス指針2項(プリンシプル⑩反映)・9項(同⑨反映) 等

※「東京都サイバーセキュリティ基本方針 5.地方独立行政法人等への指導」：東京都が設立した地方独立行政法人及び東京都政策連携団体においては、本基本方針等を参考に、各団体等においてサイバーセキュリティ対策に係る基本方針等を策定するなど、必要なサイバーセキュリティ対策を実施するよう、所管局は適正に指導を行うこととする

ポリシー案を策定する上での前提事項

(前ページの続き)

	論点	今年度における前提(概要)	ポリシー主要反映箇所
事業関連	<p style="text-align: center;">ポリシー策定する上で対象となる事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> ①データ流通推進事業(データライブラリ・データ流通プラットフォーム・ネットワーキング)、②データ整備事業を対象とし、現在準備会で検討されている概要を基にポリシー案を策定(P19参照) <div style="border: 1px dashed gray; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> データ整備事業において、匿名加工委託を請け負う場合は再委託する方向で検討中(P60参照) </div>	<ul style="list-style-type: none"> プライバシーステートメント1項 ① 規約2章・3章 ② 規約17条・18条
	<p style="text-align: center;">データ流通推進事業における取り扱いデータ範囲</p>	<ul style="list-style-type: none"> データ流通推進事業においては、ステージ0(パーソナルデータ以外のデータ)、ステージ1・2(個人情報以外のパーソナルデータ)を範囲にしているため、ポリシー案もその範囲を対象とし策定(P20-22参照) 	<ul style="list-style-type: none"> プライバシーステートメント1項 等
	<p style="text-align: center;">トラストの担保</p>	<ul style="list-style-type: none"> トラストアンカー※型を想定してポリシー案を策定 トラストの基本的な考え方とDPFの取組は(P23-25)を参照 	<ul style="list-style-type: none"> 規約14条・15条・22条・25条 等
	<p style="text-align: center;">会員化</p>	<ul style="list-style-type: none"> 会員モデルを想定しポリシー案を策定(データ提供者・利用者共に会員登録必須) 	<ul style="list-style-type: none"> 規約5条・6条・11条・12条 等
	<p style="text-align: center;">データ保有の有無</p>	<ul style="list-style-type: none"> 事業執行上必要なものや、データ提供者の都合等により保有するケースは有るが、基本的には流通するデータをDPF運営組織は保有しないことを想定してポリシー案を策定 	<ul style="list-style-type: none"> (保有するケース)プライバシーステートメント4項・規約5条

※個人、法人、機器などのサイバー空間の存在(ID)の認証(審査・登録・発行・管理など)を担う機能のこと。

官民連携データプラットフォームでは、DPFがデータ提供者とデータ利用者を審査することなどによって、トラストを担保し、保証すること

ポリシー案を策定する上での前提事項

(前ページの続き)

※点線枠は令和3年度以降も継続して検討を要する点

論点

今年度における前提(概要)

ポリシー主要反映箇所

(1)

<p>ポリシー策定における3つの観点</p>	<ul style="list-style-type: none"> DPFを運用するにあたりデータの収集や提供、利活用にかかる基本的な考え方・ルール(ポリシー)を、「法令」「契約」「技術」の観点から策定(P5参照) 	<ul style="list-style-type: none"> コンプライアンス指針1項等
<p>プライバシーステートメントの対象情報</p>	<ul style="list-style-type: none"> データ流通推進事業においては、個人情報を含まないパーソナルデータを取り扱うことが想定されることから、プライバシーステートメントの対象情報をパーソナルデータとする 	<ul style="list-style-type: none"> プライバシーステートメント1項・2項・3項
<p>プライバシーステートメントの対象者範囲</p>	<ul style="list-style-type: none"> 事業開始当初は個人情報の取扱いは予定していないが、取り扱いデータ範囲にパーソナルデータが含まれることを考慮し、データ提供者やデータ利用者に対してはもちろんのこと、データ主体となり得る個人も対象としたプライバシーステートメントを策定(P10参照) 	<ul style="list-style-type: none"> プライバシーステートメント1項
<p>令和2年個人情報保護法改正点の留意</p>	<ul style="list-style-type: none"> 主にプライバシーステートメントにおいては、令和2年個人情報保護法改正点を留意して策定。例えば、原則オプトアウトでの第三者提供をしない点や、開示手続に関する規定が挙げられる 	<ul style="list-style-type: none"> プライバシーステートメント6項・9項
<p>利用目的の粒度</p>	<ul style="list-style-type: none"> 準備会で検討した事業概要を基に、パーソナルデータの利用目的を策定 (P19参照) <div style="border: 1px dashed gray; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> 令和3年度以降事業詳細が固まった上で、利用目的の記載粒度を見直す予定 </div>	<ul style="list-style-type: none"> プライバシーステートメント5項

(1)全体 (2)本人関与 (3)取得
(4)利用 (5)第三者提供 ※詳細はP11を参照

※点線枠は令和3年度以降も継続して検討を要する点

ポリシー案を策定する上での前提事項

(前ページの続き)

論点

今年度における前提(概要)

ポリシー主要反映箇所

職務実行体制と 監督・監視体制

・データの取り扱いに関する適切な体制、コンプライアンス体制、情報セキュリティ確保のための体制を整備することを規定

・具体的な内容は令和3年度の業務詳細・組織設計に必要な事項を申し送り事項とし、議論結果を踏まえ、PIA※等の実施、内部ガイドラインやチェックリスト(指摘事項)を作成すること等を含め検討(P58参照)

・DPFは東京都との関連のある組織であることから、公共性を意識した事業・組織運営が必要となるため、ステークホルダーへの説明の透明性を要することから、第三者委員会を設置し、DPF運営組織に対するモニタリング等を実施し、結果を公開する予定。実施内容の詳細については令和3年度以降も継続して検討予定(P55参照)

・データガバナンス指針1項
・コンプライアンス指針2項
・情報セキュリティポリシー4項
等

・(下段)データガバナンス指針6項、コンプライアンス指針2項

・規約30条

等

・規約18条

データマネジメントルール

・個人情報以外のパーソナルデータを取り扱う際(ステージ1・2)、現地点ではデータの取り扱いルール(統計データ・匿名加工情報のみとする等)を絞らず、今後のユースケースに合わせて検討予定(P58参照)

・データ整備事業においては、委託で提供を受けたデータの分別管理が必須となるため、データ流通事業・データ整備事業でのデータを分別管理する予定(P59参照)
・なお、データ整備事業における内製化・外製化の区分については令和3年度に実施する行政データ整備モデル事業等を踏まえて検討する

(1)

ポリシー案を策定する上での前提事項

(前ページの続き)

※点線枠は令和3年度以降も継続して検討を要する点

論点

今年度における前提(概要)

ポリシー主要反映箇所

(2)	データ主体との接点	<ul style="list-style-type: none"> 事業開始直後は個人情報を取り扱わない。データ主体から直接データ提供してもらうことは現在のところ想定していない(P21参照) 令和3年度の事業詳細化等を踏まえ、データ主体との接点を構築することになった場合は、必要に応じてポリシーに反映予定 	<ul style="list-style-type: none"> プライバシーステートメント1項
(3)	データ提供者の表明保証事項とDPFの関与範囲	<ul style="list-style-type: none"> 提供対象データに応じた表明保証、DPFによる確認・対応を設ける 令和3年度以降のユースケースを踏まえて引き続き詳細を検討し、必要に応じてポリシーに反映予定 (P64参照) 	<ul style="list-style-type: none"> 規約14条・15条
	データ提供者の利用条件提示	<ul style="list-style-type: none"> データ提供者の意向を汲んだ利用条件を策定する 令和3年度以降雛形の作成を進め、必要に応じてポリシーに反映を検討(P63参照) 	<ul style="list-style-type: none"> 規約13条3項4号
	データ提供者のデータ提供契約停止告知期間	<ul style="list-style-type: none"> データ利用者とその顧客を配慮し、データ提供停止する場合は事前通告期間を個別契約にて規定(P26参照) 	<ul style="list-style-type: none"> 規約13条3項7号
	データ提供者が規約違反している場合	<ul style="list-style-type: none"> データ提供者が規約違反している場合は、提供対象データの利用停止等の措置を講ずることを予定 	<ul style="list-style-type: none"> 規約14条4項・15条4項等
(4)	データ利用者の範囲とDPFの関与範囲	<ul style="list-style-type: none"> データ利用者に対して、データの個人識別性のステージに応じた情報管理体制のレベルを求める。同じくステージに応じたDPFからの関与を実施する 令和3年度以降のユースケースを踏まえて引き続き詳細を検討し、必要に応じてポリシーに反映予定 (P65参照) 	<ul style="list-style-type: none"> 規約22条・25条

ポリシー案を策定する上での前提事項

(前ページの続き)

※点線枠は令和3年度以降も継続して検討を要する点

	論点	今年度における前提(概要)	ポリシー主要反映箇所
④	データ利用者が規約違反をしている場合	<ul style="list-style-type: none"> データ利用者が規約違反している場合は、DPFが責任をもって利用停止措置を講ずる なお、規約違反者が多い場合には、データ提供者がDPFへのデータ提供を解約できる(P27参照) 	<ul style="list-style-type: none"> 規約26条
③ ④	データ提供者・DPF・データ利用者間の関係(権利・責任・免責・罰則 等)	<ul style="list-style-type: none"> 三者間における権利・責任・免責・罰則等においては、令和3年度以降に事業詳細が固まり次第、それに対応した内容を規定予定(P62参照) 	<ul style="list-style-type: none"> (免責)規約27条 等
③ ④	紛争解決手段	<ul style="list-style-type: none"> 紛争発生時には裁判での解決を規約内で規定。なお、違反が生じている場合に、DPFに連絡ができる仕組み及びDPFが必要な措置を講じることを規定 令和3年度に策定されるユースケースを踏まえ、想定できるトラブルの類型化・DPFの組織体制を考慮した上で詳細を検討予定 	<ul style="list-style-type: none"> (上段)規約32条 (下段)29条
⑤	二次利用※データの取り扱い	<ul style="list-style-type: none"> オープンデータの場合は基本的に二次利用データ作成者に権利帰属し、オープンデータ以外の場合は提供者側が利用条件を提示しその範囲内で取り扱いを可能とする (P24 3段目参照) 	<ul style="list-style-type: none"> 規約13条・21条・24条5項

※データを複製、改変等を行った上で利用すること

前提事項の補足：哲学(プリンシプル)

あり方検討会

「哲学」

- ① **オープン志向** しかるべきルールに従えば、誰でも、何時でも、何処でも、何にでも使える
- ② **ターゲット型からの脱却** 将来における具体的応用を特定しすぎない。民間の活力を最大限活用する
- ③ **徹底的なデジタル化** 業務をデジタルファーストで、徹底的にデジタル化を行う
- ④ **アジャイル** 早期の実装に向けて、トライアンドエラーで推進を図る
- ⑤ **分野横断型のデータ利活用** 個別分野で閉じず、分野横断でデータが連携することで、価値の増大を図る
- ⑥ **大義と共感はセット** 都民に対して、大義を共感とセットで発信する

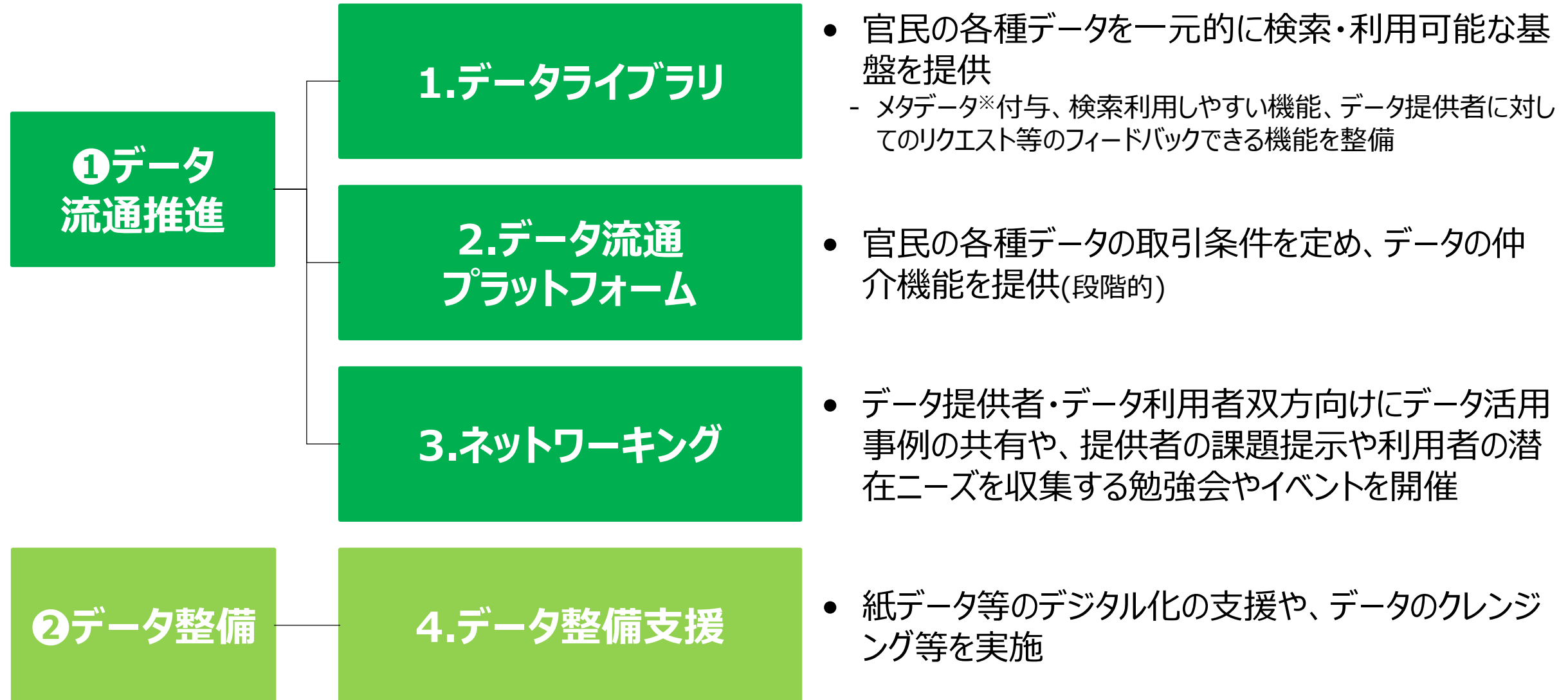
基本方針
※1

- ⑦ **行政・公益事業・民間データの順に** DPFでは行政データ、公益事業系データ、民間データの順に取り扱いを広げる
- ⑧ **「隗より始めよ」の精神で行動** 「隗より始めよ」の精神で、都からアクションを起こす

第1回準備会

- ⑨ **データを対話ツールとする** データは非専門職・都民との対話のツールとしても活用する
- ⑩ **データを都民へ返す** オープンデータは、もともと都民のものだったデータを都民に返すことと捉える
- ⑪ **都民参加の重視** 意欲ある主体を勧誘して合意形成、都民参加を重視する
- ⑫ **実効性に重きをおく** DPFによるデータ活用の成果を実感できるよう、実効性に重きを置く

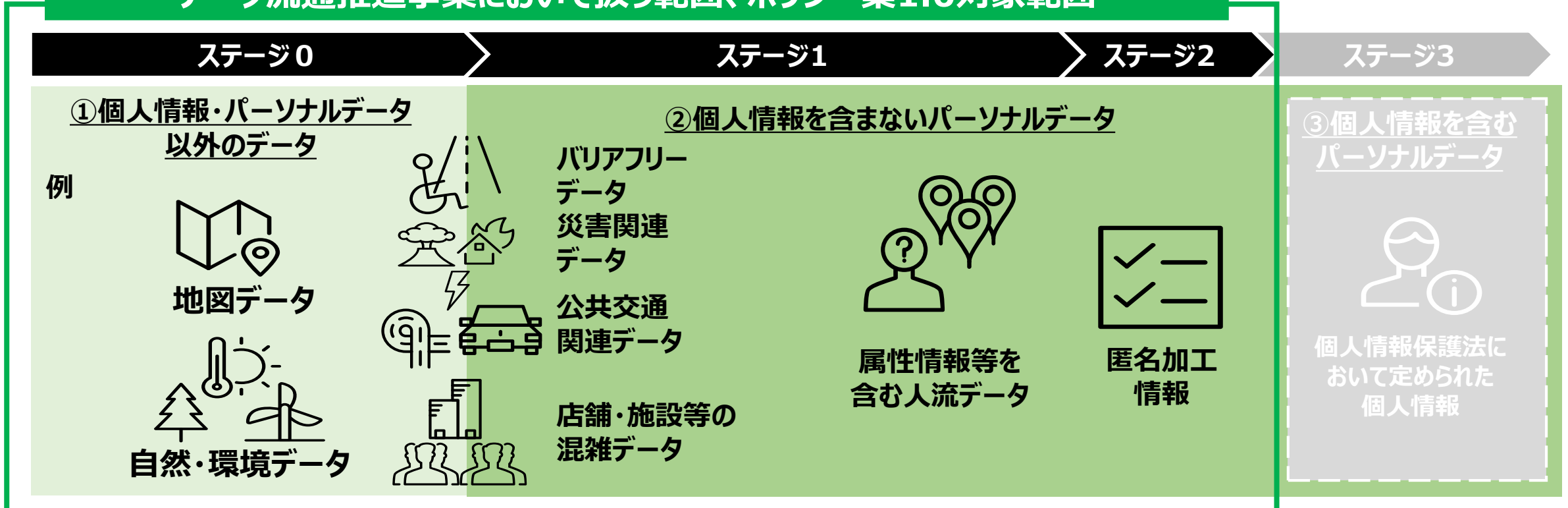
前提事項の補足：事業の全体像



前提事項の補足：取り扱うデータの範囲とポリシー案1.0の対象範囲

データ流通推進事業で取り扱うデータの範囲は、当面の間個人情報を含まないデータ(ステージ1・2) までとする。ポリシー案の1.0においても、対象範囲をステージ2までとして策定

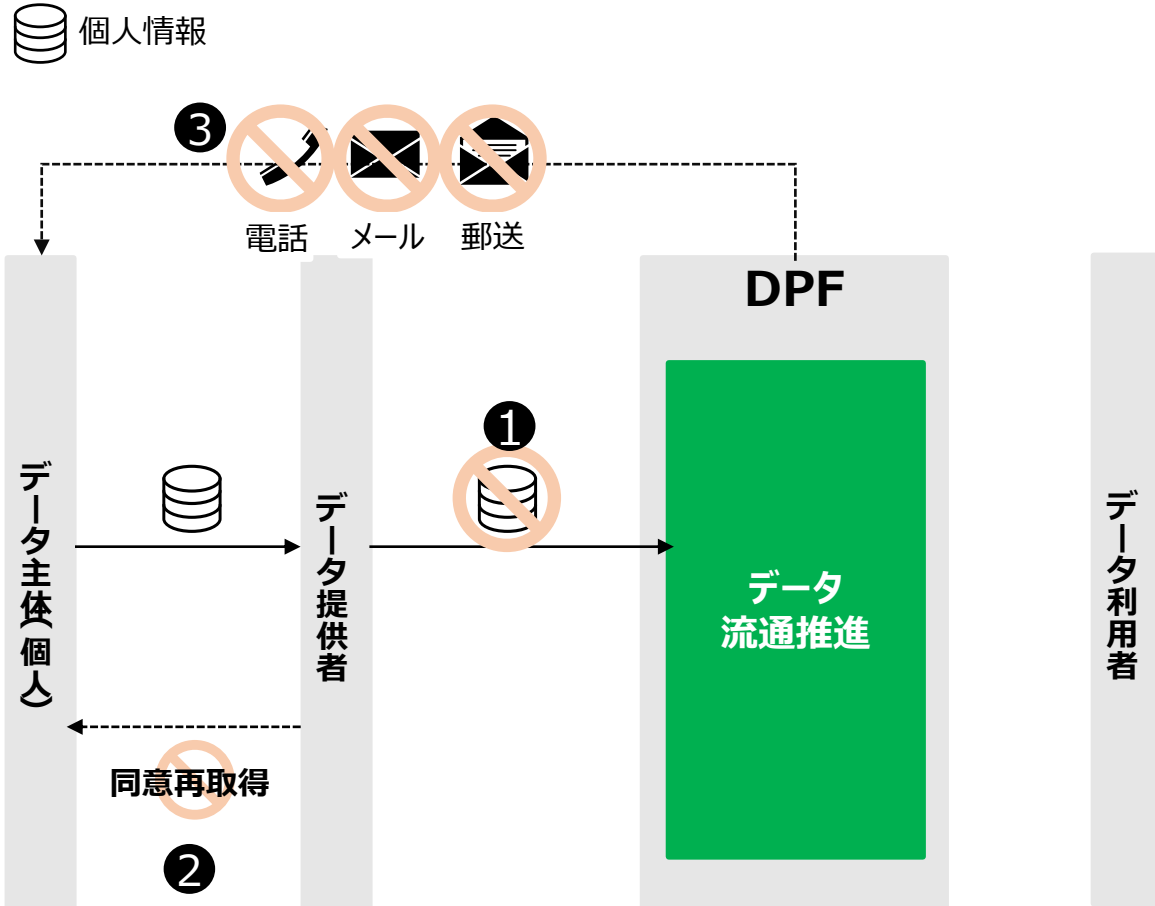
データ流通推進事業において扱う範囲、ポリシー案1.0対象範囲



前提事項の補足：個人情報取り扱いが現状困難な理由

データ流通推進事業で個人情報を取り扱うためには、DPFへの第三者提供の同意をデータ主体から得ることが必要。さらに本事業においてはDPFからデータ利用者への再提供が行われるため再提供に関する同意も必要であるが、データ提供者がそれらの同意を得ていないと想定。また、今回想定する事業スキームではデータ主体とDPFが接点を持たないため同意取得は困難である

データ主体からの同意取得の問題点(イメージ図)



データ主体からの同意取得の問題点(概要)

前提：

データ流通推進事業で個人情報を取り扱うためには、DPFへの第三者提供及びDPFからの対データ利用者への再提供について、データ主体に対して同意を得る必要がある

現状の問題点：

そもそもDPFへの提供や、DPFによる再提供の同意を得ていない

- ① データ提供者がDPFへの第三者提供及びDPFからの対データ利用者への再提供について、データ主体から同意を得ていないと想定

再同意を得ることは実際の実務として困難

- ② データ提供者がデータ主体に対して、DPFへの第三者提供及びDPFからの対データ利用者への再提供について、同意を再取得してもらうことは現実的ではない
- ③ DPFがデータ提供者の代わりに、同意を得ることも現実的ではない。例えば、電話・メール・郵送等の書面によりDPFから連絡することはかえって不信感を募らせることが懸念される

前提事項の補足：パーソナルデータと個人情報の包含関係

パーソナルデータは、法律で定められた個人情報の範囲を含む、個人と関係性が見出される広範囲の情報を指す

(参考：パーソナルデータと個人情報の関係)

全データ
(非パーソナルデータを含む)

パーソナルデータ

個人情報

<パーソナルデータとは？>

個人の属性情報、移動・行動・購買履歴、ウェアラブル機器から収集された個人情報を含むものとされ、個人情報との境界が曖昧なものを含む、**個人と関係性が見出される広範囲の情報を指すデータ**のことを言います。(※1)

<個人情報とは？>

個人情報とは、生存する個人に関する情報であって、以下のいずれかに該当するものを言います。(※2)

1)当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等

2)個人識別符号が含まれるもの

①身体の一部の特徴を電子計算機のために変換した符号
(DNA、顔等)

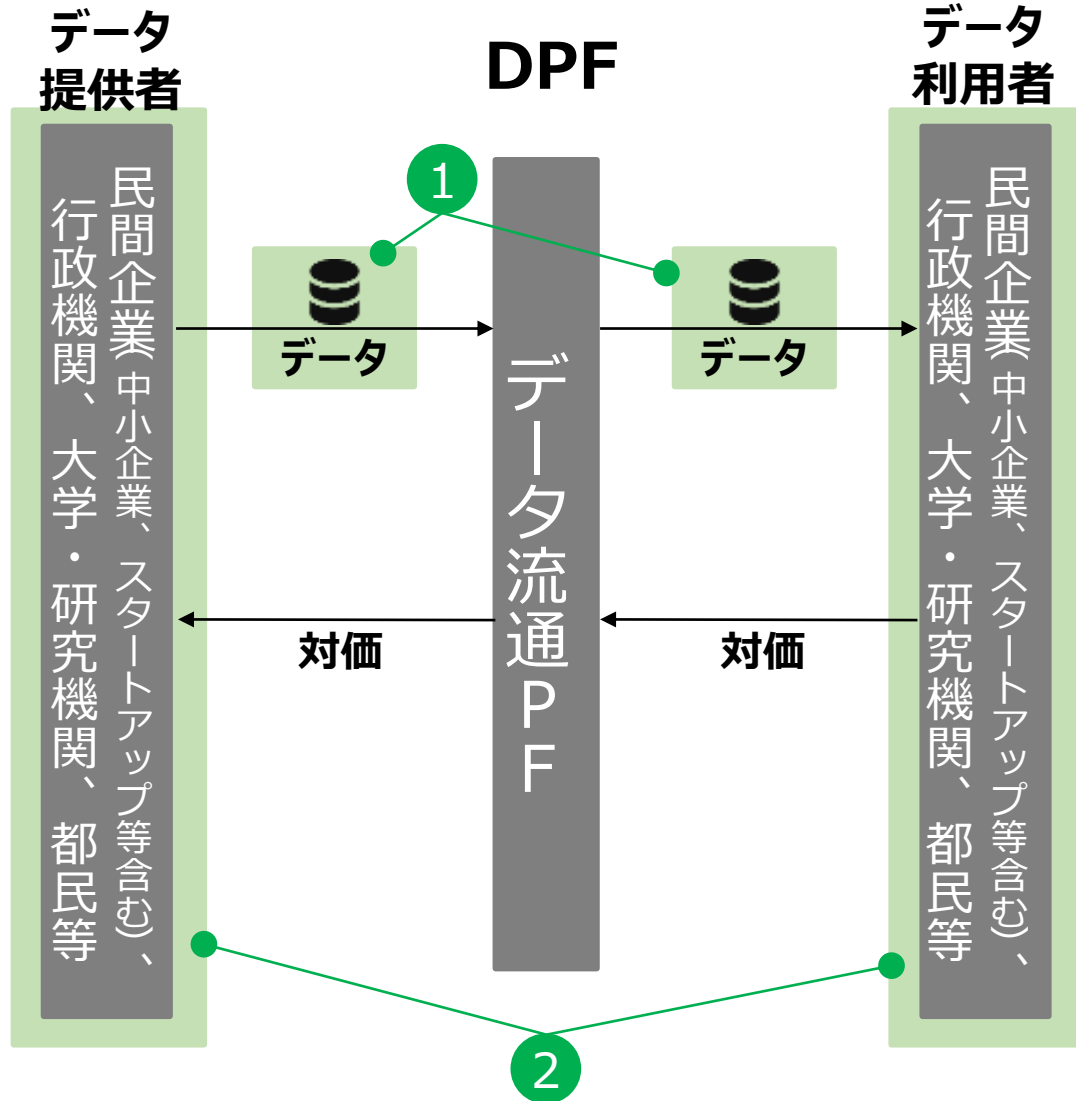
②サービス利用や書類において対象者ごとに割り振られる符号
(旅券番号、免許証番号等)

※1 総務省 情報通信白書 29年版ビッグデータの定義及び範囲 第1部 第1節 1 ビッグデータの定義及び範囲 4)

※2 改正個人情報保護法(2017年施行) (https://www.ppc.go.jp/files/pdf/28_setsumeikai_siryou.pdf)

前提事項の補足：トラストにおける基本的な考え方

流通を促すために必要な信頼性向上の施策を検討



① データに対するトラスト(信頼)

- 流通するデータ自体への信頼性向上に取り組む

➔信頼性を高めるために、**DPFとして一定程度関与する**

➔**データレート※等のフィードバック機能**を検討する

詳細は次頁

② 参加者に対するトラスト(信頼)

- 参加者(データ提供者・利用者)への信頼性の向上
- 相互に信頼に足るデータ提供者・利用者が参加することを旨とした取組や仕組みを想定

➔参加しやすさを重視し、**必要最小限の取組を実施**

前提事項の補足：データの信頼性に係るDPFの取組(案)

データの信頼性の向上に係る取組を検討

現在検討中のDPFの取組(案)

データ品質

- データのアップロード時に、以下の項目を満たしていることを提供者に確認・表明し、各種リスクを予防
 - 個人情報と混在していないこと、データ取得元から同意取得済みであること、データ提供者にてデータにアノテーション※1等を加えている場合はそれが適切であることなど

データ提供の継続性

- データの提供停止に係る決定は「データ提供者」が実施。利用者に配慮し、停止の一定期間前の事前告知をルールとすることを検討
- ただし、提供者のアカウント停止時には、DPFが停止を判断・決定

二次利用※2データの扱い

- 安心して利用してもらえるように、二次利用データ等に関するルールを整理
 - オープンデータの場合は、基本的に二次利用データ作成者に権利帰属
 - オープンデータ以外の場合は、提供者側が提供条件を提示

上記取組の実効性を高めるため、業務運用面でも以下のような対応を検討していく

- データ自体の確認、利用状況のアンケート・ヒアリングなど、上記が正しく実施されているかのチェック
- アカウント停止など、上記が正しく実施されていない場合の措置
(ニーズを踏まえながら、チェックの対象や実施頻度、実施方法、措置の内容等具体化)

前提事項の補足：DPFが実施を検討する取組(案)

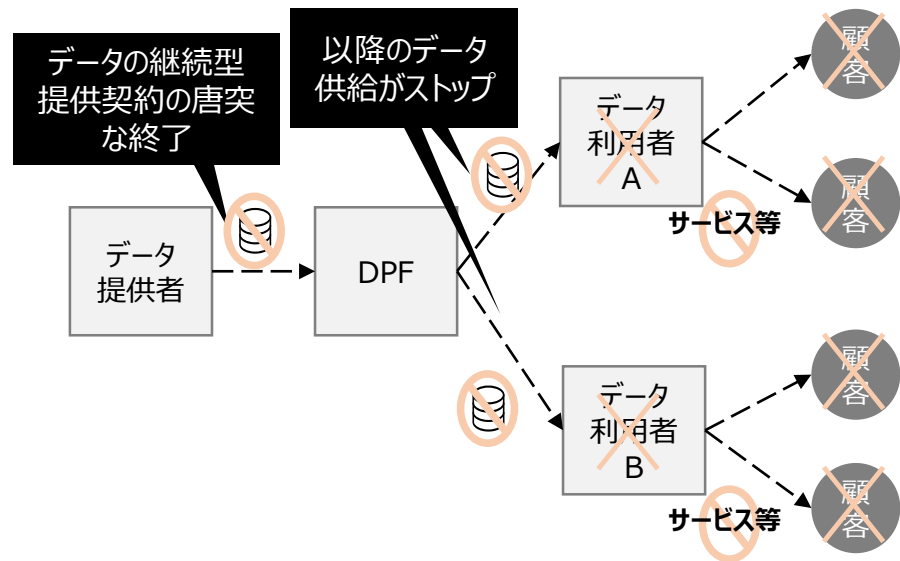
データの信頼性の観点以外にも、品質に係る課題解決に取り組み、価値を創出

	準備会や関連事業で明らかになった課題	課題解決に向けたDPFの取組(案)
整備	<ul style="list-style-type: none"> データ化の未実行(機械判読不可、クレンジングの未実施等) 	<ul style="list-style-type: none"> 特に行政データ及びニーズが高い民間データについて、データ整備支援事業等を通じて一部対応
	<ul style="list-style-type: none"> データの標準化の未整備(標準フォーマット未整備、ID未整備等) 	<ul style="list-style-type: none"> 既存の標準フォーマット等がある場合、その活用促進 既存の標準フォーマット等がなく、ニーズが高いものは、WG等で検討推進
	<ul style="list-style-type: none"> データの未更新 	<ul style="list-style-type: none"> 提供者側に、最終更新日と更新頻度の記載義務付け 利用者側からの更新ニーズがある場合、提供者に通知
流通	<ul style="list-style-type: none"> 利用におけるルール等の未整備(利用目的の範囲等) 	<ul style="list-style-type: none"> 既存のルールがなく、ニーズが高い分野は、WG等で検討推進
	<ul style="list-style-type: none"> データの品質が低い 	<ul style="list-style-type: none"> データ提供者は、特定の項目についてデータ提供時に確認・表明 ※データ整備支援を実施、DPFによるチェックやデータレート※1付与等も検討
	<ul style="list-style-type: none"> 継続利用できる保証がない 	<ul style="list-style-type: none"> 提供者に対し、提供停止する場合は一定期間前に告知する旨の規定を検討 ※データ提供者が提供不可能となった場合はデータ流通を停止
	<ul style="list-style-type: none"> データが分散しており利用者にて統合が必要 	<ul style="list-style-type: none"> 行政データなど、一部のデータについては、利用しやすくするための統合を進める
	<ul style="list-style-type: none"> データ提供のインセンティブがない 	<ul style="list-style-type: none"> データ流通プラットフォーム事業における対価の仕組み対応
活用	<ul style="list-style-type: none"> 活用時のノウハウ未確立(混雑の定義等) 	<ul style="list-style-type: none"> 既存のノウハウ等がなく、かつニーズが高いものは、WG等で検討推進

前提事項の補足：データ提供者によるデータ利用停止権限

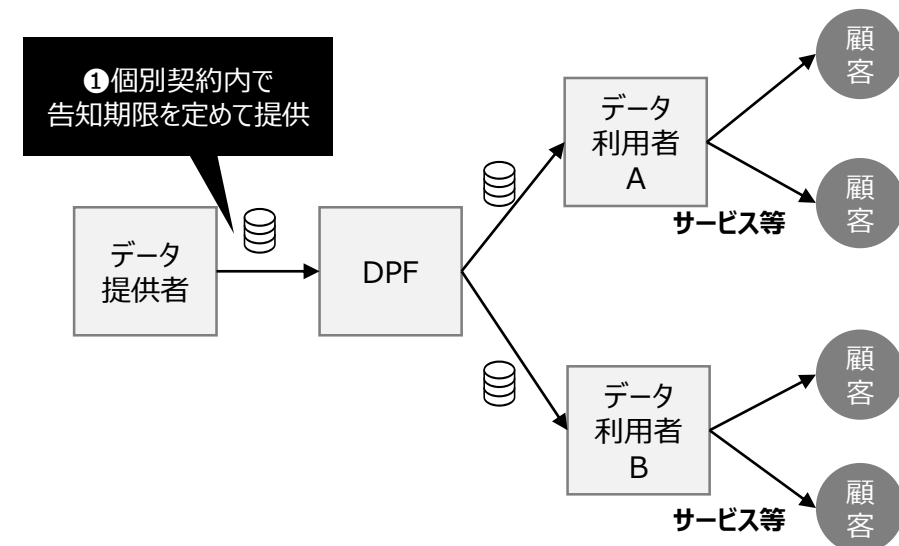
継続的なデータ提供の急な停止によるデータ利用者やその顧客への影響を抑えるため、個別契約内で事前の告知期限を定める

継続的なデータ提供の利用停止における懸念ケース



- 継続的な利用契約が締結されているデータについて、データ提供が唐突に終了となった場合、データ利用者が以降にデータを利用できなくなるのみならず、データ利用者の顧客にも影響が出ると想定される

DPFの対応方針(案)



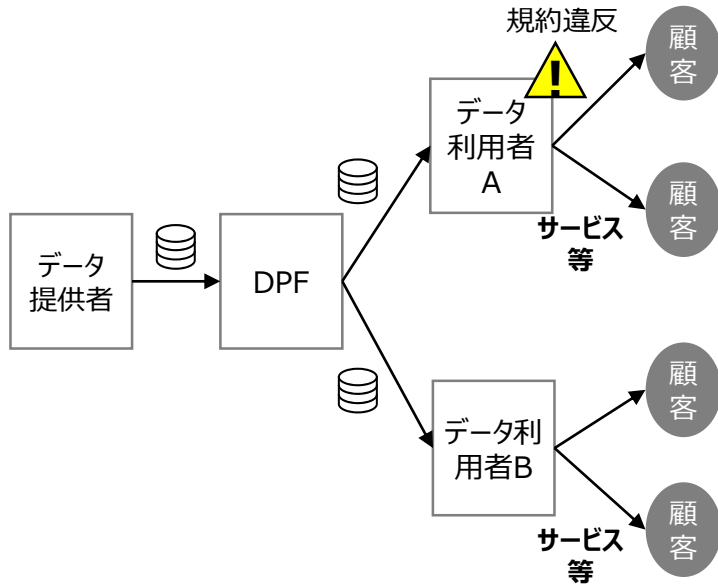
- データ提供者は、継続的なデータ提供契約を終了する場合には、契約終了の一定期間前にその旨をデータ利用者に連絡するためにDPFまで告知すること、またその事前告知期間を個別契約内で定める

前提事項の補足：データ利用者が規約違反している場合

データ利用者の一部が重大な規約違反をしている場合、データ提供者の意向に抛らずDPFの判断でデータ利用者へのデータ提供を停止する。なお、明らかに多くのデータ利用者が違反をしている場合、データ提供者がデータ提供契約を破棄することが可能とする

データ利用者の規約違反時

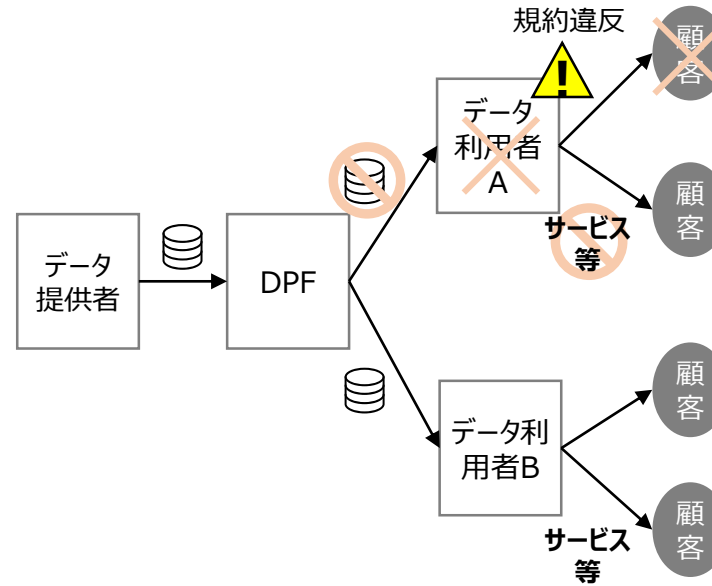
- データ利用者Aの致命的な規約違反が発覚



対応パターン

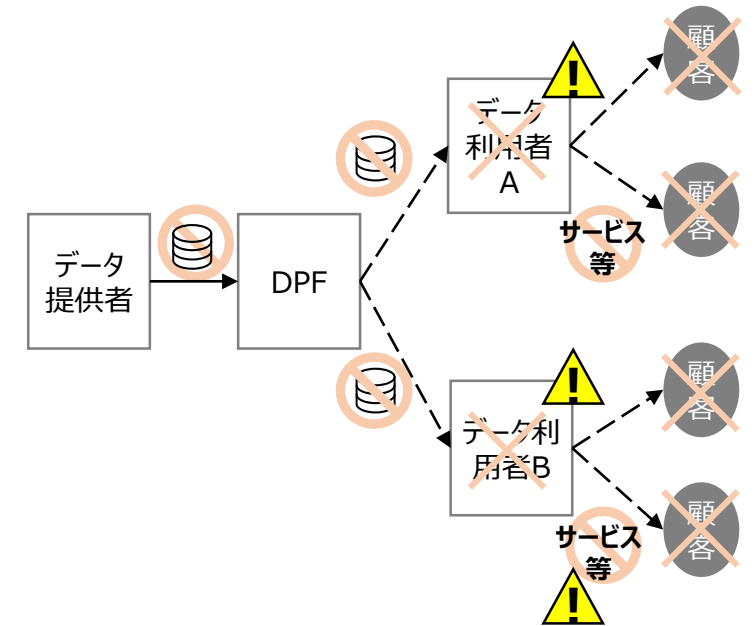
通常の場合

- DPFの責任でデータ利用停止を講じる



例外:規約違反者が多数発生した場合

- データ提供者がデータ提供契約を破棄することが可能



➡データ利用審査基準を見直す等、違反者の発生を食い止める取り組みが必要

法令・ガイドライン

P 29- P 33において、関連する法令等ガイドラインを以下の内容に即して洗い出した。なお、現状の事業概要に沿って洗い出したため、令和3年度以降に検討される事業詳細化及び運営法人の組織体制等が整備された後に、再度見直す必要がある

該当ポリシー	カテゴリー	洗い出し内容
規約	ガイドライン	事業領域に関連する認定団体やガイドライン等の要件
コンプライアンス指針	法令等	新設法人の事業計画に即した法令
	ガイドライン	事業に関連する団体等で明示するガイドラインや認定要件
情報セキュリティポリシー	法令等	新設法人に必要となる関連する法令
	ガイドライン	関連する各種団体の提示しているセキュリティガイドライン

ガイドライン（規約）

事業領域に関連する認定団体やガイドラインを以下に列挙

	認定団体	ガイドライン等の名称	参考情報
ガイド ライン	経済産業省	● AI・データの利用に関する契約ガイドライン 1.1版	● https://www.meti.go.jp/press/2019/12/20191209001/20191209001-1.pdf
	一般社団法人日本 IT団体連盟	● 情報銀行認定申請ガイドブックver.2.0	● https://www.tpdms.jp/file/20200701Guidebook_ver2.0.pdf
		● モデル契約約款ver.2.0	● https://www.tpdms.jp/file/20200701Model_ver2.0.zip
	一般社団法人データ 流通推進協議会	● データ取引市場運営事業者認定基準	● https://data-trading.org/wp-content/uploads/2020/11/Cert_DataTradingMarketRev20.pdf

法令・ガイドライン(コンプライアンス指針)

現状想定されているDPFの事業計画に即した法令として主要な法令や、事業に関連する団体等で明示するガイドラインを列挙

	認定団体	法令・ガイドライン等の名称	参考情報
法令等		<ul style="list-style-type: none"> ● 個人情報保護法 ● 東京都個人情報保護条例 ● 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律 ● 会社法 ● 著作権法(著作物に該当するデータを含む場合) ● 外為法(軍事転用可能なデータが含まれる場合) ● 不正競争防止法 ● 著作権法 ● 独占禁止法 等 	
ガイドライン	個人情報保護委員会	<ul style="list-style-type: none"> ● 個人情報及びプライバシーの保護関係 <ul style="list-style-type: none"> ・個人情報保護法及び各種関係ガイドライン4種(通則編、外国にある第三者への提供編、匿名加工情報編、確認記録義務) ・個人データの漏えい等の事案が発生した場合等の対応について ・「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」及び「個人データの漏えい等の事案が発生した場合等の対応について」に関するQ&A 等 	<ul style="list-style-type: none"> ● https://www.ppc.go.jp/personalinfo/legal/
	経済産業省	<ul style="list-style-type: none"> ● 知的財産・不正競争防止関係 <ul style="list-style-type: none"> ・営業秘密管理指針、限定提供データ指針、秘密情報保護ハンドブック 等 	<ul style="list-style-type: none"> ● https://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/index.html

外部認証 プライバシーマーク

データ提供者・データ利用者に対して安全・安心な組織であることを明示できることから、外部機関による認証取得について委員から意見があった。プライバシーマークを取得する方向で検討

プライバシーマーク 概要

ポリシー策定委員会事務局の見解

概要	<ul style="list-style-type: none"> ● 企業や団体など(事業者)の個人情報保護の体制や運用の状況が適切であることを、消費者に対して“プライバシーマーク”というロゴマークを用いてわかりやすく示す制度 ● 2年ごとに更新申請が必要
申請資格	<ul style="list-style-type: none"> ● 「個人情報保護マネジメントシステム—要求事項(JIS Q 15001)」に基づいた個人情報保護マネジメントシステム(PMS)を定めていること ● 個人情報保護マネジメントシステム(PMS)に基づき実施可能な体制が整備されて個人情報の適切な取扱いが行なわれていること ● 申請事業者の社会保険・労働保険に加入した正社員、または登記上の役員(監査役を除く)の従業者が2名以上いること(JIS Q 15001が規定する個人情報保護マネジメントシステム(PMS)を構築するためには、個人情報保護管理者、個人情報保護監査責任者の任を負うものが1名ずつ必要であるため) ● その他
認定要件	<p>https://privacymark.jp/system/guideline/pdf/pm_s_hinsakijun.pdf 参照</p>

メリット

- 将来的に**個人情報の取り扱う場合**、主にデータ提供者に対して個人情報保護体制・運用状況が適切であることを示すことができる
- 2年ごとの更新のため、**定期的な見直しが必要であることから利用者へ継続して安心感を与えることができる**と想定
- プライバシーマークを取得していることから、**組織内でのデータ取り扱いに関する意識醸成等**も期待できる
- 申請資格に必要な事項を加味しながら、今後**定款の作成等に反映できるものがある**と想定

出典:プライバシーマーク制度HPより抜粋 (<https://privacymark.jp/index.html>)

外部認証 ISMS認証

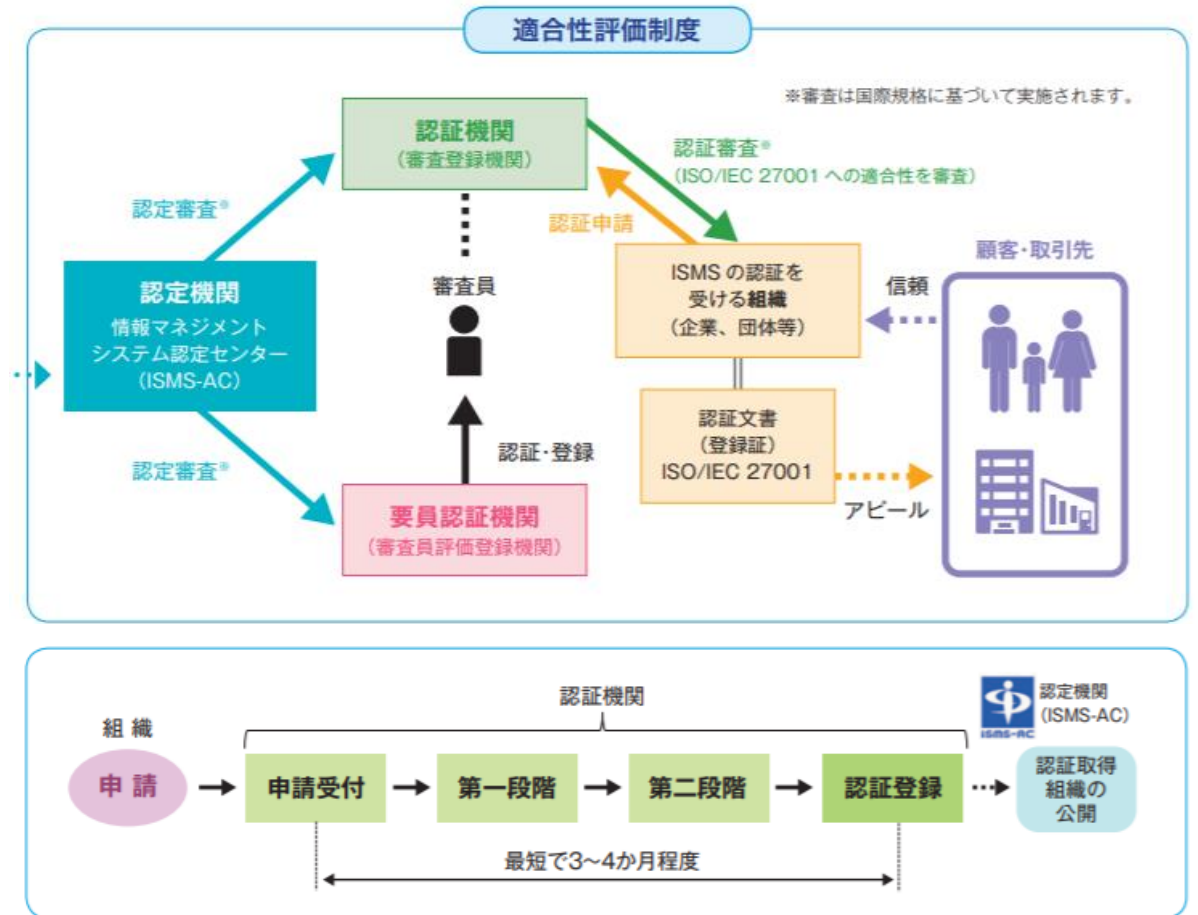
委員からの意見で、プライバシーマークの他にISMS認証も挙げられた

ISMS認証 概要

概要

- ISMSとは、個別の問題毎の技術対策の他に、組織のマネジメントとして、自らのリスクアセスメントにより必要なセキュリティレベルを決め、プランを持ち、資源を配分して、システムを運用すること
- **ISMSの国際規格に準拠し**、認証機関に認められれば ISMSの認証を取得することができ、情報セキュリティを確保するための仕組みを持ち、その仕組みを維持し継続的に改善していることを、顧客や取引先に対して客観的に示すことができる
- 初回審査の後も年に1回以上の中間的な審査が、そして3年ごとに認証の有効期限を更新するための全面的な審査が実施される。引き続き企画に適合すれば有効に維持される

ISMS認証 スキーム



法令・ガイドライン(情報セキュリティポリシー)

組織単位で参考となる法令等とやガイドラインを列挙。ただし、令和3年度以降に各事業領域における業務が詳細化がされた際には、事業領域ごとに留意する法令やガイドラインを再度洗い出した上でマニュアル作成に取り組む必要がある

	認定団体	法令・ガイドライン等の名称	参考情報
法令等		<ul style="list-style-type: none"> ● サイバーセキュリティ基本法 ● 電気通信事業法 ● 電子署名及び認証業務に関する法律 ● 情報処理の促進に関する法律 ● 不正アクセス行為の禁止等に関する法律 等 	<ul style="list-style-type: none"> ● https://www.nisc.go.jp/security-site/files/law_handbook.pdf (内閣官房 サイバーセキュリティ関係法令 Q&AハンドブックVer1.0)
ガイドライン	情報処理推進機構 (IPA)	<ul style="list-style-type: none"> ● サイバーセキュリティ経営ガイドライン Ver 2.0 	<ul style="list-style-type: none"> ● https://www.ipa.go.jp/security/fy30/reports/ciso/index.html
	経済産業省、総務省	<ul style="list-style-type: none"> ● 中小企業の情報セキュリティ対策ガイドライン 	<ul style="list-style-type: none"> ● https://www.ipa.go.jp/security/keihatsu/sme/guideline/
	経済産業省、総務省	<ul style="list-style-type: none"> ● DX時代における企業のプライバシーガバナンスガイドブック ver1.0 	<ul style="list-style-type: none"> ● https://www.meti.go.jp/press/2020/08/20200828012/20200828012-1.pdf
	総務省	<ul style="list-style-type: none"> ● 地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン 	<ul style="list-style-type: none"> ● https://www.soumu.go.jp/main_content/000727474.pdf

2. ポリシー策定委員会について

- ポリシー策定委員会 委員
- 各委員会の開催概要
- (参考)考慮すべき法制度の紹介

ポリシー策定委員会 委員

《50音順・敬称略、★：委員長》

中央大学国際情報学部 教授	いしい かおり 石井 夏生利
ひかり総合法律事務所 弁護士	いたくら よういちろう 板倉 陽一郎
一般財団法人日本情報経済社会推進協会(JIPDEC)常務理事	さかした てつや 坂下 哲也
一般社団法人ECネットワーク 理事	さわだ としこ 沢田 登志子
東京大学大学院法学政治学研究科 教授	ししど じょうじ ★ 穴戸 常寿
三浦法律事務所 弁護士	ひおき とみみ 日置 巴美
英知法律事務所 弁護士	もり りょうじ 森 亮二

各委員会の開催概要

令和2年11月上旬から令和3年3月上旬にかけて計4回委員会を開催。また途中、意見公募で提示するポリシー素案を事前再レビューいただくため、メール等でポリシー素案に対して指摘いただく形式で持ち回り審議を実施

	第1回委員会 (11月6日)	第2回委員会 (11月24日)	持ち回り審議 (12月4日～ 12月11日)	意見公募 (12月22日～ 1月21日)	第3回委員会 (2月8日)	第4回委員会 (3月4日)
	TKP新宿カンファレンス開催	オンライン開催	メール実施		オンライン開催	オンライン開催
ポリシー構成	<ul style="list-style-type: none"> 全体像、構成の提示 	<ul style="list-style-type: none"> — 	<ul style="list-style-type: none"> — 		<ul style="list-style-type: none"> — 	
プライバシー ステートメント	<ul style="list-style-type: none"> 主要論点の提示、議論 					
規約		<ul style="list-style-type: none"> 前回の論点整理 				
データ ガバナンス		<ul style="list-style-type: none"> 条項案の提示 	<ul style="list-style-type: none"> 意見公募提示に向けた「ポリシー案」の審議 		<ul style="list-style-type: none"> 意見公募結果の報告 	
コンプライアンス 指針	<ul style="list-style-type: none"> 固有論点の確認 				<ul style="list-style-type: none"> 令和3年度以降の検討課題提示 	<ul style="list-style-type: none"> 第3回委員会の振り返りと整理
情報セキュリ ティポリシー					<ul style="list-style-type: none"> 論点討議 	<ul style="list-style-type: none"> ポリシー案1.0と前提事項
その他	<ul style="list-style-type: none"> DPF事業やポリシー策定に係る前提事項の説明、意見交換 	<ul style="list-style-type: none"> ポリシー趣旨の周知・伝達方法の意見交換 意見公募実施に関する説明 		<ul style="list-style-type: none"> ポリシー案に対するご意見の受付 	<ul style="list-style-type: none"> ポリシー周知に関する説明・意見交換 翌年度以降の第三者委員会について討議 	<ul style="list-style-type: none"> 令和3年度以降に検討を要する課題

→第1回委員会～第4回委員会の意見はP67-84、議事録、「論点表(事前説明・委員会意見等)」別添を参照
持ち回り審議については、「持ち回り審議意見表」「持ち回り審議メール」別添参照

(参考)令和2年6月に公布された「個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律」

自身の個人情報に対する意識の高まり、技術革新を踏まえた保護と利活用のバランス、越境データの流通増大に伴う新たなリスクへの対応等の観点から、個人情報保護法改正が交付されたため、それに則ったポリシーの策定を試みた

1 個人の権利の在り方	<ul style="list-style-type: none"> • 利用停止・消去等の個人の請求権について、不正取得等の一部の法違反の場合に加えて、個人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合にも要件を緩和する。 • 保有個人データの開示方法(※)について、電磁的記録の提供を含め、本人が指示できるようにする。(※)現行は、原則として、書面の交付による方法とされている。 • 個人データの授受に関する第三者提供記録について、本人が開示請求できるようにする。 • 6ヶ月以内に消去する短期保存データについて、保有個人データに含めることとし、開示、利用停止等の対象とする。 • オプトアウト規定(※)により第三者に提供できる個人データの範囲を限定し、①不正取得された個人データ、②オプトアウト規定により提供された個人データについても対象外とする。
2 事業者の守るべき責務の在り方	<ul style="list-style-type: none"> • 漏えい等が発生し、個人の権利利益を害するおそれがある場合(※)に、委員会への報告及び本人への通知を義務化する。(※)一定数以上の個人データの漏えい、一定の類型に該当する場合に限定 • 違法又は不当な行為を助長する等の不適正な方法により個人情報を利用してはならない旨を明確化する。
3 事業者による自主的な取組を促す仕組みの在り方	<ul style="list-style-type: none"> • 認定団体制度について、現行制度(※)に加え、企業の特定分野(部門)を対象とする団体を認定できるようにする。(※)現行の認定団体は、対象事業者のすべての分野(部門)を対象とする。
4 データ利活用に関する施策の在り方	<ul style="list-style-type: none"> • イノベーションを促進する観点から、氏名等を削除した「仮名加工情報」を創設し、内部分析に限定する等を条件に、開示・利用停止請求への対応等の義務を緩和する。 • 提供元では個人データに該当しないものの、提供先において個人データとなることが想定される情報の第三者提供について、本人同意が得られていること等の確認を義務付ける。
5 ペナルティの在り方	<ul style="list-style-type: none"> • 委員会による命令違反・委員会に対する虚偽報告等の法定刑を引き上げる。(※)命令違反：6月以下の懲役又は30万円以下の罰金 → 1年以下の懲役又は100万円以下の罰金、虚偽報告等：30万円以下の罰金 → 50万円以下の罰金 • データベース等不正提供罪、委員会による命令違反の罰金について、法人と個人の資力格差等を勘案して、法人に対しては行為者よりも罰金刑の最高額を引き上げる(法人重科)。(※)個人と同額の罰金(50万円又は30万円以下の罰金) → 1億円以下の罰金
6 法の域外適用・越境移転の在り方	<ul style="list-style-type: none"> • 日本国内にある者に係る個人情報等を取り扱う外国事業者を、罰則によって担保された報告徴収・命令の対象とする。 • 外国にある第三者への個人データの提供時に、移転先事業者における個人情報の取扱いに関する本人への情報提供の充実等を求める。

※ その他、本改正に伴い、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律」においても、一括法として所要の措置(漏えい等報告、法定刑の引上げ等)を講ずる。

(参考)デジタルプラットフォーム取引透明化法 (令和3年2月1日 施行)

DPFは想定される組織規模からは同法律には該当しないが、参考となる内容・考え方を必要に応じて取り入れる

特定デジタルプラットフォーム提供者の役割

1. 取引条件等の情報の開示

利用者に対する**取引条件の開示**や**変更等の事前通知**を義務付けることで、取引の透明性を向上させる。

[開示項目の例]

- 取引条件変更の内容及び理由の事前通知
- 他のサービスの利用を有償で要請する場合に、その内容及び理由
- データータの利用範囲
- 出品の拒否・停止の理由
- 検索順位を決する基本的な事項

[行政措置・罰則]

- 勧告・公表で改善を促す。
- 是正されない場合に限り措置命令
- 措置命令違反には罰則

2. 自主的な手続き・体制の整備

特定デジタルプラットフォーム提供者は、**指針**に基づいて必要な措置をとり、**公正な手続き体制の整備**を行う。

[指針の内容の例]

- 取引の公正さを確保するための手続・体制の整備
- 苦情処理・紛争解決のための体制整備
- 関係者と緊密に連絡を行うための体制整備(国内管理人の選任)
- 取引先事業者の事情等を理解するための仕組構築

[行政措置]

- 措置の適切・有効な実施のため特に必要な場合は、勧告・公表で改善を促す。

運営状況の報告書

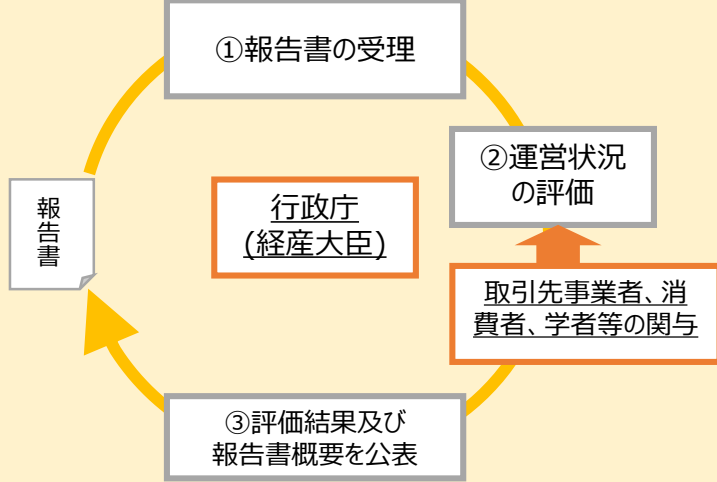
- (1)事業の概要
- (2)苦情処理の状況
- (3)情報開示の状況
- (4)自主的な手続・体制整備の状況
- (5)自己評価結果
- ※不提出、記載事項漏れの場合には罰則

評価結果を踏まえた自主的改善

行政の役割

レビュー(評価)の実施

特定デジタルプラットフォーム提供者の運営状況について、取引先事業者や消費者、学識者等も関与してレビューを行い、結果を公表する。



公取委への措置請求

独占禁止法違反の恐れがあると認められる事案を把握した場合、経産大臣は公取委に対し、同法に基づく対処を要請する。

(参考)次世代医療基盤法 (平成30年5月11日)

匿名加工化等については、委員会内で次世代医療基盤法における事例を参考にすべきとの意見があった。なお、データ整備事業の実施内容詳細については次年度以降引き続き検討されるため、検討内容に沿ってポリシーを改定を検討する

制定の目的

- **医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報**に関し、匿名加工医療情報作成事業を行う者の認定、医療情報及び匿名加工医療情報等の取扱いに関する規制等を定めることにより、健康・医療に関する先端的研究開発及び新産業創出を促進し、もって健康長寿社会の形成に資することを目的とする

関係者

国民・患者の方を含め全ての方

医療機関等の方

利活用者の方

各関係者ごとに対するポイント

- 医療情報の利活用を通じて患者に最適な医療を提供する
- 国の認定を受けた事業者¹に提供
- 高い情報セキュリティを確保。利活用の際は個人が特定されないように匿名加工
- 提供を望まない方は拒否することが可能
- 制度の趣旨をご理解の上、情報の提供にご協力を。(認定事業者への提供は医療機関の任意)
- オプトインでなく、オプトアウトでの提供(設置主体の如何を問わず同一手続き)提供に際して倫理審査委員会の承認等は不要
- 患者への通知は最初の受診時に書面で行うことを基本
- 医療分野の研究開発であれば、産学官いずれも利用可能
- アウトカム情報や複数の医療機関等に跨る場合を含め、多様な研究ニーズに柔軟に対応可能
- 匿名加工は一般人又は一般的な医療従事者を基準に判断。情報の共有範囲を契約で明確化。本人を識別するための照合等を禁止
- 利活用に際して倫理審査委員会の承認等は不要

(参考)GDPR(EU一般データ保護規則)(2018年5月25日適用開始)

プライバシーデータの対象である個人の権利や、データ管理の義務及びデータの生きがい移転等を規定したEUの個人情報保護の枠組み。準備期間が2年設けられていたが、既に終了し罰則等の適用が開始されている

制定の目的・背景

GDPRの目的

従来の『EUデータ保護指令 (Directive)』を改定した上で、より強制力の強い規則(Regulation)に格上げすることによって「単一のデジタル市場(single digital market)」を創出することを目指している

GDPRの背景

- 1 国家単位に依存しない大量データの流通、インターネットを介した大量個人データ共有、行動ターゲティング広告や位置情報など今までに存在しなかった新しいアプローチの登場
- 2 Google, Facebook, Amazonに代表される米国を拠点とする巨大データ収集企業のグローバル台頭や、一部で報道された米政府機関による不明瞭な個人情報アクセスの発覚
- 3 指令(Directive)では加盟国へ直接適応されず、各国が国内法として置き換え運用する必要があり、EU内でも同一でない内容となっており企業は国毎の運用スキームが必要だった
- 4 中国、インドなどの成長スピードに法整備の追い付いてない国や、オフショアリングにてデータ処理業務を委託される新興国におけるデータの取り扱いはコントロールが難しくなっていた

GDPRの影響の範囲

プライバシーコントロール

- 企業活動における個人情報の取り扱いについては、プライバシーとセキュリティが優先・考慮される必要がある。

忘れられる権利

- ユーザーはデータの主体的な権利を有する。ユーザーは望む時に自身のデータ削除(及び訂正)を要求することができる。

ポータビリティ権利

- 企業は要求があれば個人データを機械読み取りの可能な形式データにてエクスポートしなければならない。

承諾の管理

- ユーザーは自身の個人情報取り扱いについて、正しい知識を得た上での同意(及び同意の取り消し)を行うことができる

取得データの最小限化

- 企業は、原則に従って、データを必要なものみに最小化して収集・保管する義務がある。

データ保持期間

- 個人情報保護期間を過ぎた時、または特段の使用目的がない場合、企業はデータの削除/匿名化を行う義務がある。

通知義務

- 企業は個人情報に関するインシデントを発見してから72時間以内に当局に通知する義務がある。

Data Protection Officer

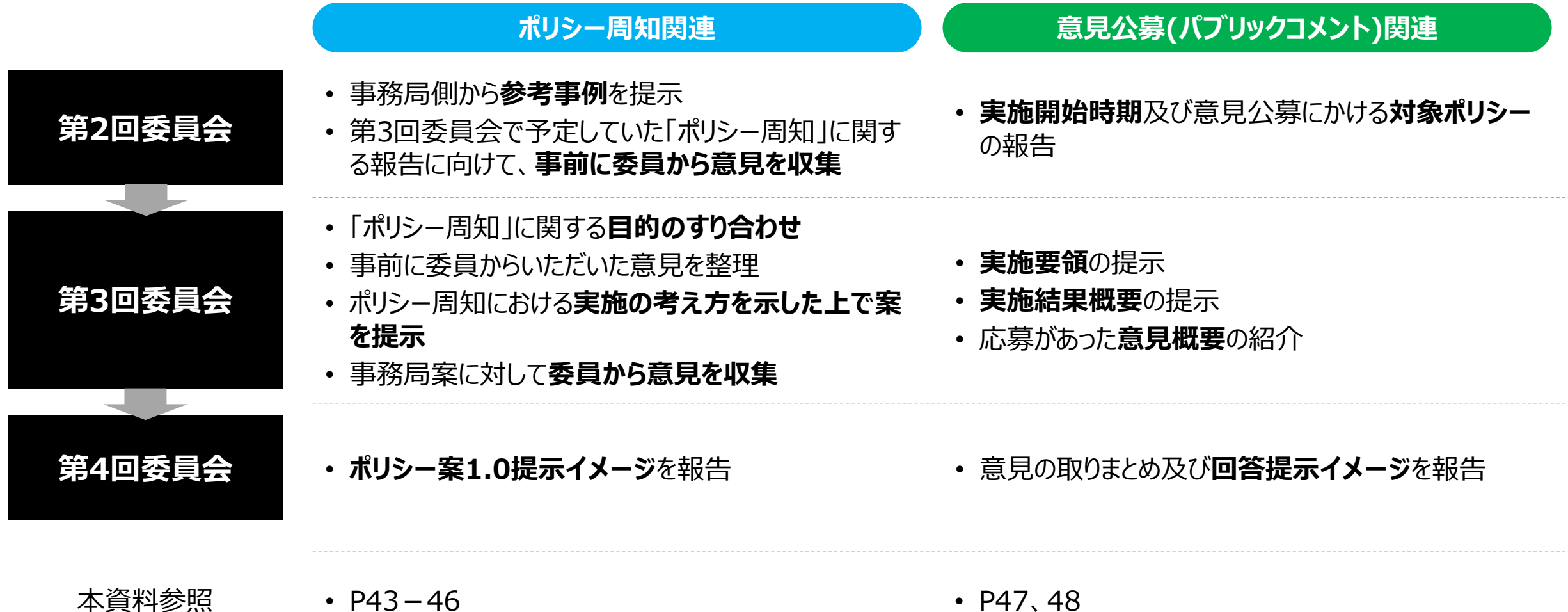
- 企業はデータ保護担当(DPO)を任命しなければならない。DPOは全てのデータの保護と報告について責任を負う。

3. ポリシー案の周知に向けた実施事項

- 「周知施策」・「意見公募」に関する委員会内での実施事項
- 「周知施策」
 - ポリシー周知の対象と目的
 - 委員会内で委員からいただいた意見
 - 実施における考え方
 - コミュニケーションプログラム
 - (案)提示方法詳細
- 「意見公募」
 - 実施要領
 - 結果概要

「周知施策」・「意見公募」に関する委員会内での実施事項

ポリシー周知・提示関連事項や意見公募(パブリックコメント)関連事項について、第2回委員会以降の各委員会にて適宜報告し委員から意見を求めた



ポリシーの周知・提示に係る委員からいただいた意見

各委員会で委員からいただいた意見を基に、官民連携データプラットフォームの運営組織が行うべきポリシー周知・提示に係る施策を検討

ポリシー周知・提示における留意点

第2回委員会：

- 自身のパーソナルデータが流通されているか分からない中、**個人がDPFのポリシーにアクセスすることはほぼない**
- 都民の方が、何もなく自身の情報を含む**パーソナルデータから何らかの恩恵を得られる**ということを理解するのは難しい
- **事業初期にDPFが個人と接点を持たないため、ポリシーを介して諸々の説明が必要**
- データの中身の確認や、開示請求対応、匿名加工化対応等を行うことを明示
- **パーソナルデータとは何かを分かり易く説明すべき**

持ち回り審議：

- **一覧性を欠く提示方法を避ける**

第3回委員会：

- **自分の身に当てはめて理解できるような書き方をする**
- **パーソナルデータの取得時・利用時のシーンを分けて考える**

第4回委員会：

- **プライバシーステートメントの内容について、具体例を入れて分かり易く提示する**

周知・提示方法(案)

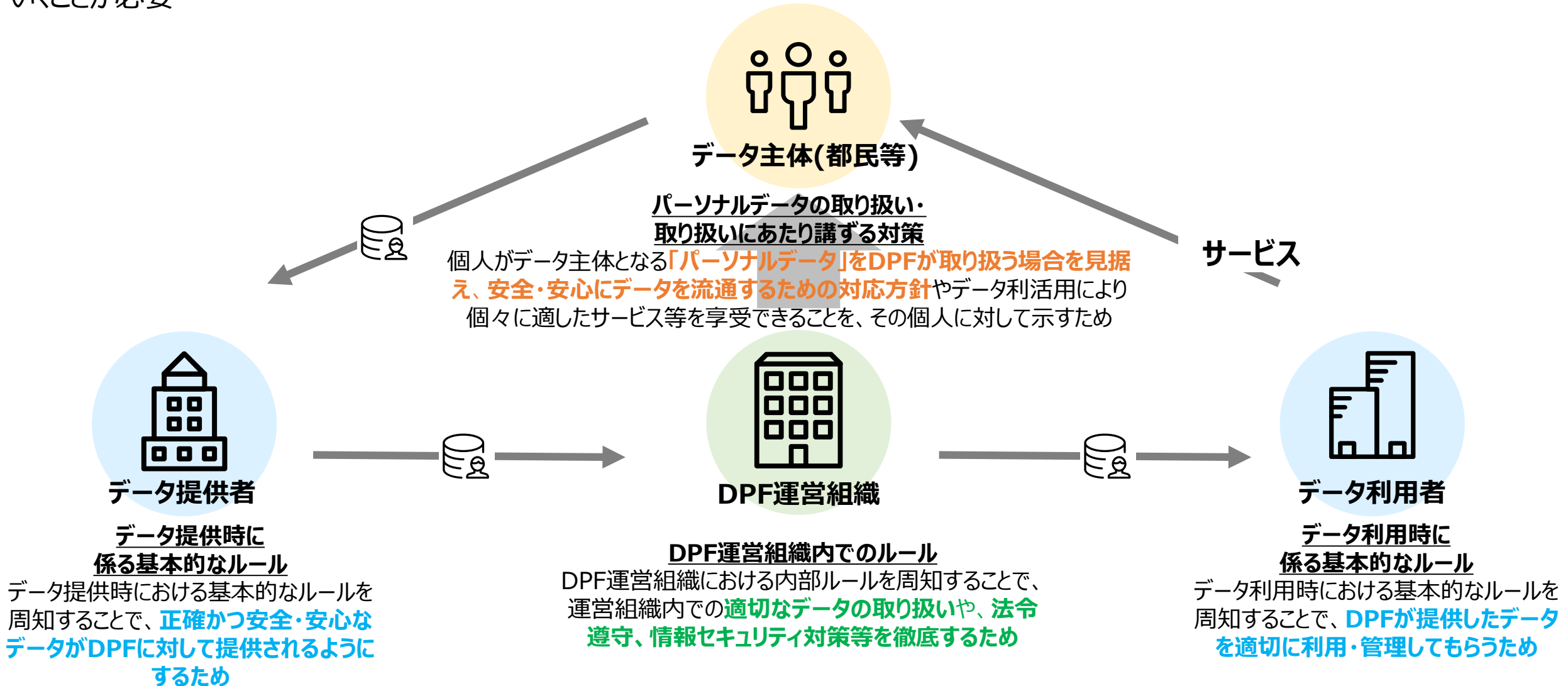
- **対象者の知識レベルに合わせた周知**
- **絵や図を用いて理解を深める取り組み**
※ 図解した解説を用意しすぎて、逆に分かりにくくなるという議論が消費者庁であったため、それを避けること
- **漫画化・ストーリー仕立てでの提示**
- **想定される質問を抜粋し、「よくある質問」として掲載**
- **東京都のチャンネルを有効活用**
※ 例：個人情報保護研修の実施(都の個人情報保護制度説明会での説明、都内の公立学校)

The screenshot shows two parts of a website. On the left, a page titled 'ドコモのパーソナルデータ活用' (Docomo Personal Data Usage) features a manga-style illustration. The first panel shows a character asking 'ポイントがたまった!' (Points are accumulated!) and another character replying 'たまる・つかえるおトクなポイント' (Points that accumulate and are useful). The second panel shows a character asking 'ん？何か通知がきたわ!' (Huh? A notification came!) and another replying 'べんりでおトクなお知らせ' (Convenient and useful notices). On the right, a 'よくあるご質問 (FAQ)' section is visible, with a search bar and a list of categories including '製品・使い方', 'サービス', '開ったときは', '手続き・料金', and '株式・IR'. The FAQ content includes sections for 'パーソナルデータ概要' (Personal Data Overview) and 'プライバシーポリシー' (Privacy Policy).

出典：NTTdocomo (左) パーソナルデータについて、(右)よくあるご質問

ポリシー周知の対象と目的

データ提供者・利用者にデータ提供・利用に係るルール(ポリシー)の周知が必須であることはもちろんのこと、DPFが都民の生活の質の向上に寄与するサービス提供に貢献することや、安全・安心にデータを流通していくことについて、データ主体にも周知していくことが必要



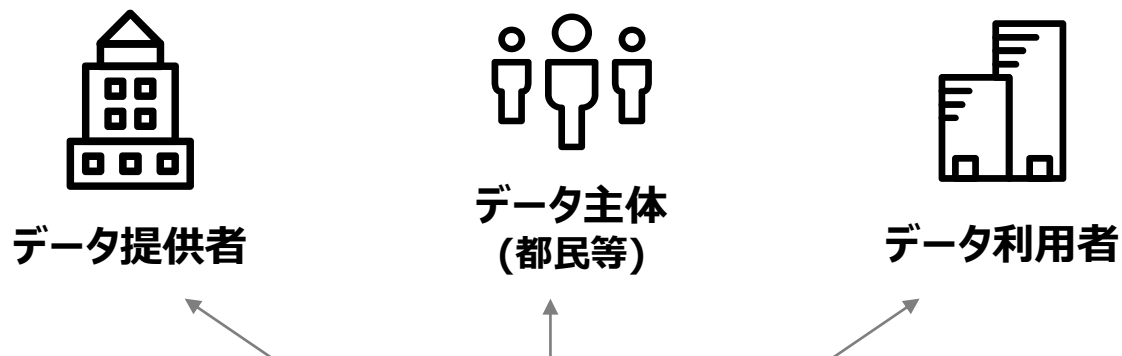
実施における考え方

ステークホルダーへのポリシー周知では、対象を分け、それぞれにあった内容・媒体・方法により、正しく理解いただくことが重要

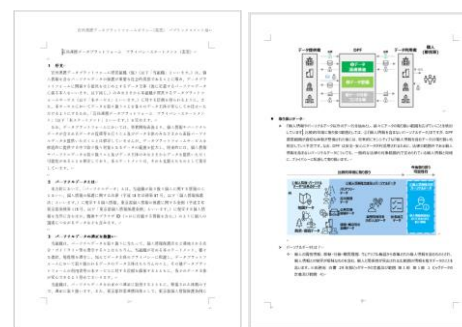
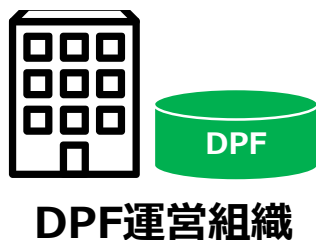
ステークホルダーへの**周知**



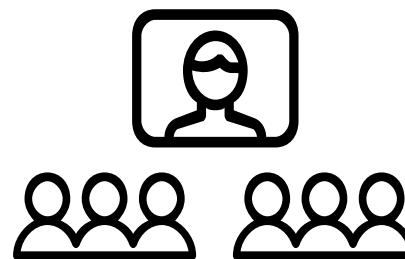
ステークホルダーの**正しい理解**



ステークホルダーに適した
周知媒体の選定、説明方法を検討



✓例)文字だけの条項提示のみならず、**絵・図等を用いた概要版を用意することで理解度を高める**



✓例)説明会を開催する等、口頭で伝える場を設け、説明を実施。**その場で質疑を受け付けることでステークホルダーの理解をさらに高める**

コミュニケーションプログラム

対象となるステークホルダーごとの留意点を踏まえ、目指す理解の状態を念頭に、周知方法(チャンネル)を通じて提示する方法を具体化していく

ステークホルダー

周知方法(チャンネル)

提示方法

データ提供者

データ利用者

データ主体(都民等)

留意点

- データ提供者・利用者として想定されるプレイヤーは、**大手企業、中小・ベンチャー企業、基礎自治体、教育・研究機関**等
- 概ねプレイヤーごとに、**情報リテラシー及び情報セキュリティレベルが異なる**

- 個人に応じてデータ利活用に関する知見レベルが異なる
- 年齢層に応じて情報リテラシーレベルが異なる
- 個人に応じて**DPF事業・ポリシーに関する情報収集度合いが異なる**

理解を目指す内容

[DPF利用者全般]

- DPF入会登録・サービス全般利用に関する規定
- DPFによるパーソナルデータ取り扱いの考え方

[データ提供者]

- データに応じて表明・保証すべき事項等

[データ利用者]

- データ利用資格の制限
- データの利活用において守るべきルール等

- パーソナルデータとは何か
- DPFで今後**パーソナルデータ(個人情報を除く)**を取り扱う事
- そのデータの中には、**ご自身のデータが含まれることがある**こと
- DPFは、**第三者提供の同意をきちんと取得したことを確認した上で**流通させること

← 東京都のチャンネルを活用 →

① プレス配信

- ✓ 東京都公式サイト・その他チャンネル
- ✓ DPF公式サイト

② メール配信等

- ✓ DPF事業関係者
- ✓ 都内基礎自治体、経済団体等

③ SNS配信

④ デジタルサイネージ配信

⑤ 公共メディア

⑥ 広報誌

HP上への掲載

- **各ポリシー掲載**
 - ・ 絵・図付きで解説 ※特にプライバシーステートメント・規約部分
- **パーソナルデータの例示**
 - ・ 表形式での掲載
- **よくある質問の掲載**
 - ・ 事業初期は想定される質問と回答を掲載。徐々に更新
- **問い合わせ対応**
 - ・ 問い合わせフォームを開設。図入り問い合わせ対応(下記個人も同様)

● パーソナルデータ概要解説

- ・ **パーソナルデータ流通の仕組み**を絵・図付きで解説
- ・ **漫画仕立て**で以下解説
 - パーソナルデータとは何であるか
 - パーソナルデータの利活用によって、個人に対してどのような恩恵があるか
 - DPFが安全・安心を守るために実施する取り組み等の紹介

説明会等の実施

- **全プレイヤー対象研修**
 - ・ データ提供者・利用者向け説明会
- **各プレイヤー別研修**
 - ・ 大手企業向け説明会
 - ・ 中小・ベンチャー企業向け説明会
 - ・ 基礎自治体向け説明会
 - ・ 教育・研究機関向け説明会

個人(都民等)

- **個人(都民等)向け説明会**
 - DPFサービス概要紹介
 - パーソナルデータ概要解説(左記参照)

広報誌内での掲載

- **高齢者向けパーソナルデータ利活用の取り組み紹介ページ掲載**

意見公募の実施要領

意見公募を開始するにあたり、DPFの事業概要やポリシー概要を図式化して説明したウェブページを用意。SNS・DPF事業関係者への個別の呼びかけ、デジタルサイネージ広告配信等、様々なチャネルを組み合わせることで周知活動を実施

募集期間

- 令和2年12月22日(火)～令和3年1月21日(木) 31日間

- ① 都庁HP上に意見公募詳細ページ(事業概要・ポリシー概要を図式化して解説)を掲載
- ② SNSを活用し、意見公募周知・回答依頼の呼びかけ (Twitter・Note 等)
- ③ DPF事業関係者への意見公募周知・回答依頼の呼びかけ
- ④ デジタルサイネージ広告配信 (新宿駅・都庁周辺)

周知方法

3. 官民連携データプラットフォームとは (マタップすると開くできます。)

■官民連携データプラットフォーム構築の目的
都民のQoLや事業等の「稼ぐ力」の向上を目指し、個々に選んだサービスや社会課題解決のソリューションの創出・提供を促すため、市民における様々なデータについて、安全・安心に提供・活用できるよう官民連携データプラットフォーム(以下「DPF」という。)は体制を構築していきます。

DPF構築の目的

①意見公募詳細ページの作成・HP上に掲載

東京都戦略政策情報推進本部 @tocho_senryaku · 2020年12月23日

【お知らせ】「官民連携データプラットフォームの事業に係るポリシー条項(素案)」についてのご意見の募集を開始しました。より良いものにするために、幅広いご意見をお待ちしています。(募集期間は2021/1/21まで。郵送の場合は当日消印有効)

官民連携データプラットフォームの事業に係るポリ...
データの収集や提供・利活用の基本となるポリシーの策定について、都民の皆様から広くご意見を募集し...
📧 senryaku.metro.tokyo.lg.jp

宮坂学 Manabu Miyasaka @miyasaka · 2020年12月23日

データ駆動型の都市運営のために官と民それぞれのデータ交流の取り組みを進めています。他方、プライバシーへの配慮なしにやるとディストピアになるので専門家を交えて基準の作成を進めています。資料公開しますので意見募集しています。
senryaku.metro.tokyo.lg.jp/society5.0/dpf...

DPF構築の目的

DPF事業計画(現状予定)

②Twitterでの意見公募情報発信

#ともにつくる

2021年1月21(木)まで

データの活用方針(ポリシー)をより良くするための

ご意見を募集しています

詳細はこちら

東京都戦略政策情報推進本部
<https://www.senryaku.metro.tokyo.lg.jp>

データ駆動型の都市運営のために官と民それぞれのデータ交流の取り組みを進めています。他方、プライバシーへの配慮なしにやるとディストピアになるので専門家を交えて基準の作成を進めています。資料公開しますので意見募集しています。

広募方法や詳細はQRコードよりご確認ください

④デジタルサイネージ広告配信

意見公募の回答結果概要

個人8名・団体1組織から意見提出があった。5つのポリシー文書のうち、「プライバシーステートメント」・「規約」に意見が集中

回答者数

- 個人8名、団体1組織

回答者属性

- ベンチャー企業(1名)、大手企業(3名)、団体(1組織)
- 年齢：40代（2名）

※氏名・職業・年齢の提示は原則任意としたため、
その他の回答者の属性情報は無し

意見総数

- 総数32件(類似の意見を統合すると、28件)
- 主に**プライバシーステートメント・規約**について意見が寄せられた
(https://www.digitalservice.metro.tokyo.lg.jp/society5.0/dpf_policy/pdf/release1_07.pdf)

4. 第三者委員会設置について

- 第三者委員会の位置づけ(案)
- 第三者委員会の役割(案)
- 第三者委員会委員選定基準(案)
- 設置要綱(案)
- (参考)情報銀行におけるデータ倫理審査会

第三者委員会の位置づけ(案)

DPFは公共的な事業を運営するため、データ提供者・利用者並びにデータ主体に対して透明性・公平性を示すことが望ましい。そのため、指導・勧告をする、独立した第三者委員会を設けモニタリングを受け、結果を公表する

概要

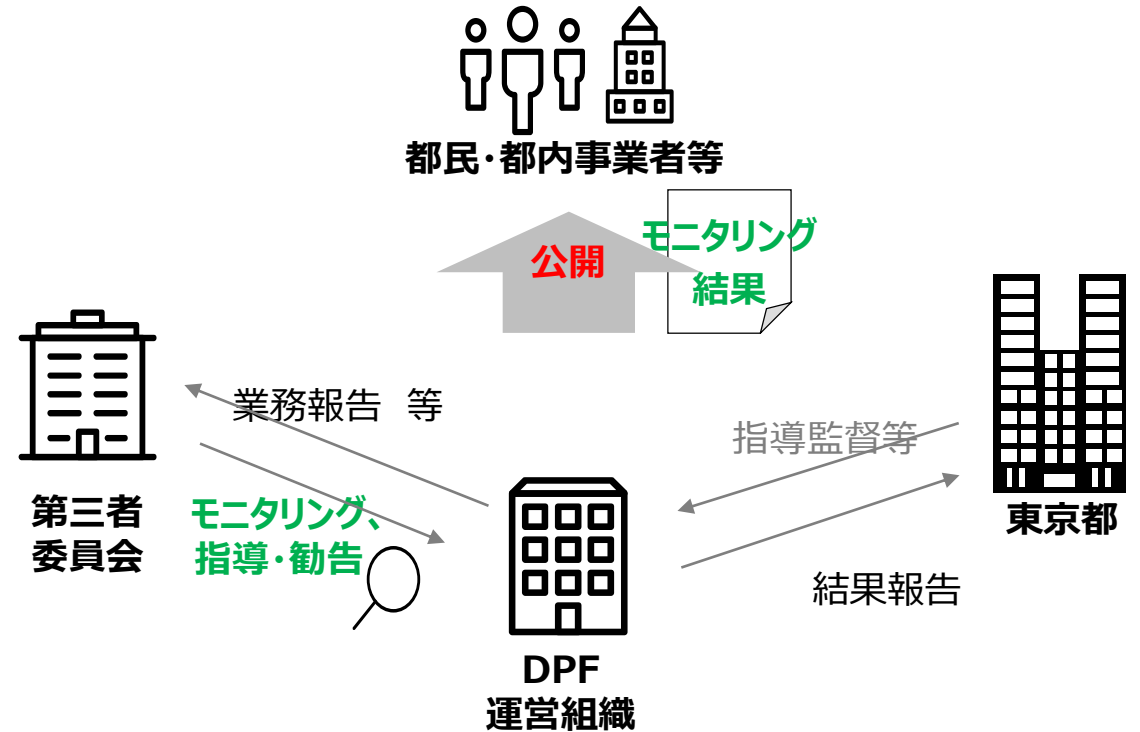
DPF運営組織・東京都・第三者委員会の関係

設置目的

第三者委員会による定期的なモニタリングを受け、結果を公表することで、**DPF運営組織の透明性を明示**するため

設置理由

- DPFは東京都との関連がある団体であるため、東京都からの指導監督が基本
- しかし、**東京都がデータ提供者・利用者の立場にもなる**こと、またデータ提供者・利用者やデータ主体への説明の透明性のため、**第三者による客観的な視点を持ったモニタリングが必要**。よって、**DPF運営組織を指導勧告する第三者委員会を設置**



第三者委員会の役割(案)

第三者委員会に関する委員からの意見を整理。ただし、今年度においては具体的な取り扱いデータや組織体制が未整備であることから、令和3年度以降の事業詳細化の結果を踏まえて、再度役割・実施事項を検討する

第三者委員会の役割(事務局案)

第3回委員会 事務局案：

- ポリシーに準じた運営が**適切であるか確認。結果を公表**
- 問題があった場合に、**適切な指導の下、改善点をアドバイス**

第三者委員会に関する委員からの意見 等

第2回委員会 委員意見：

- **DPFに混在あるいは不足してはいけない機能がないか**は、きちんとしたガバナンスが必要。その状況は複雑であれば複雑なほど、きちんと**第三者的な組織がチェックし、透明性をもって関する仕組みがより重要**になる

第3回委員会 委員意見：

- **監視とアドバイス**を同じ主体がやると緊張感がなくなるため、**役割を別にすべき**
- 都の税金が使われるため、**東京都の立場としての透明性を示す必要がある**。例えば「都の政策にこんな風に役立った」等といったことを報告すべき。
- 第三者委員会のモニタリング(監視)は**取り扱うデータによって、見る内容が変わるはず**

第4回委員会 委員意見：

- 都民がプリンシプルどおりにDPFが運営されているかを監視する機会として、**第三者委員会の中に都民の代表を入れることはいかがか**

➡令和3年度の協議会での検討事項や組織体制が確立した後に、役割・実施事項の再検討を要する

第三者委員会における委員候補選定基準(案)

第三者委員会に適切にモニタリングを実施いただくため、以下の属性かつ、データプラットフォーム事業運営やデータ利活用に係る理解はもちろんのこと、東京都が目指す取り組みについても熟知している方が望ましいと考えられる

属性・実施内容(例)

必要となる理解

監査機能とアドバイザー機能を合わせた場合

監査機能のみの場合

エンジニア
(データ解析・集積技術等)

・データ整備支援における**加工・整備状況** 等

**セキュリティ
専門家**

・プラットフォーム上及びDPF運営組織内部における**セキュリティ管理状況** 等

・取り扱いデータと利用目的から**倫理的課題がないか** 等

**法律
実務家**

・運営上のあらゆる事項について、**法令・ガイドライン**に則っているか 等

消費者

・個人からの問い合わせについて**適切に対応**できているか 等

**事業
アドバイザー**

・**データ利活用**に係る提言 等

X

① 現行法令やガイドライン、国レベルで検討される新制度等への理解

データ流通の制度(情報銀行等)、個人情報保護法令、ガイドライン 等

② 関連領域の有識者に対する理解

有識者の各種検討会への参加実績、各者のデータ利活用・保護にかかるスタンス 等

③ 東京都の目指す方向性への理解

スマート東京全体の方向性やDPF、ポリシー策定の目的・背景 等

第三者委員会 設置要綱(案)

令和〇年〇月〇日制定

(名称)

第1条 本会は、官民連携データプラットフォーム 第三者委員会(以下「第三者委員会」という。)と称する。

(目的)

第2条 第三者委員会は、官民連携データプラットフォームの運営法人がデータ提供者・データ利用者並びにデータ主体に対して公平性・透明性を持った事業を運営できているかどうかをモニタリング(及び事業に係る提言等)をすることを目的に設置する。

(組織)

第3条 第三者委員会は、別紙の委員会メンバーをもって組織する。

2 委員長は、メンバーの互選により定める。

(委員会)

第4条 第三者委員会は、半月に一度委員長が招集する。

2 第三者委員会は、必要があると認めるときは、委員会メンバー以外の者を会議に出席させ、意見等を求めることができる。

3 第三者委員会の資料及び議事録については、原則として公開とし、委員長が必要と認める場合に限り、その全部又は一部を非公開とすることができる。

(事務局)

第5条 第三者委員会の庶務は、第三者委員会において処理する。

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、第三者委員会の運営に必要な事項は委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和〇年〇月〇日から施行する。

設置要綱作成における申し送り事項

前ページに記載した第三者委員会設置要綱(案)については、第三者委員会の役割等を含む詳細を検討した後に、改修が必要となる

第三者委員会 設置要綱(案)

①

令和〇年〇月〇日制定

(名称)

②

第1条 本会は、官民連携データプラットフォーム 第三者委員会(以下「第三者委員会」という。)と称する。

③

(目的)

第2条 第三者委員会は、官民連携データプラットフォームの運営法人がデータ提供者・データ利用者並びにデータ主体に対して公平性・透明性を持った事業を運営できているかどうかをモニタリング(及び事業に係る提言等)をすることを目的に設置する。

(組織)

第3条 第三者委員会は、別紙の委員会メンバーをもって組織する。

2 委員長は、メンバーの互選により定める。

(委員会)

④

第4条 第三者委員会は、半月に一度委員長が招集する。

⑤

2 第三者委員会は、必要があると認めるときは、委員会メンバー以外の者を会議に出席させ、意見等を求めることができる。

3 第三者委員会の資料及び議事録については、原則として公開とし、委員長が必要と認める場合に限り、その全部又は一部を非公開とすることができる。

(事務局)

第5条 第三者委員会の庶務は、第三者委員会において処理する。

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、第三者委員会の運営に必要な事項は委員長が別に定める。

附 則

⑥

この要綱は、令和〇年〇月〇日から施行する。

①

制定日の記載

②

第三者委員会の正式名称

③

第三者委員会の開催目的の中に、事業に係る提言を追加するか

④

第三者委員会の開催頻度

⑤

第三者委員会のメンバー以外の者の中に、東京都が入るか

⑥

施行日の記載

(参考)情報銀行におけるデータ倫理審査会

第三者委員会の委員構成を検討するにあたり、情報銀行におけるデータ倫理審査会を参考とした

設置目的

- ✓ **情報銀行の事業内容が個人の利益に反していないかという観点から審議を行う。**
 - 個人によるコントロール性を確保するための機能が誤解のないU I で提供されているか
 - 個人の同意している提供先の条件について、個人の予測できる範囲内で解釈されて運用されているか
 - 個人にとって不利益となる利用がされていないか／個人に対し個人情報の利用によるリスクが伝えられているか
 - 個人にとって高いリスクを発生させる恐れがある場合には、GDPRで義務づけられているDPIA(データ保護影響評価)を参考にすることも考えられる

活動内容

- ✓ **情報銀行事業について、以下の事項についてその適切性を審議し、必要に応じて助言を行う。**
 - 個人と情報銀行の間の契約の内容
 - 情報銀行の委任した個人情報の利用目的
 - 個人による情報銀行に委任した個人情報の第三者提供に係る条件の指定及び変更の方法(U I)
 - 提供先第三者の選定方法
 - 委任を受けた個人情報の提供の判断



審議内容

- ✓ 構成員及び(必要な範囲の)議事録は公開する
- ✓ 必要に応じ情報銀行に調査・報告を求めることができる

構成

- ✓ エンジニア(データ解析や集積技術等)、セキュリティ専門家、法律実務家、データ倫理専門家、消費者

5. 今後検討を要する主要事項

- 今後検討を要する主要事項
- 各種参考資料

今後検討を要する主要事項

今後の協議会や諸事業で検討・具体化すべき主要事項を抜粋

(1) 全体

- DPF運営組織における管理体制整備
- ユースケースの検討
- 利用目的の明確化
- 取り扱いデータの判断方法
- 規約やそれ以外で策定したルール改定の際における仕組みの整理
- DPFによる表明保証や免責、責任、罰則、制裁措置の規定
- 紛争時解決手段

(2) 本人対応(対データ主体)

- データ主体から同意を得る仕組み
- データ主体の同意コントロールを担保するための仕組み

(3) 取得(対データ提供者)

- データ提供者の利用条件の類例化
- データ提供者に表明保証いただく詳細事項、DPFが確認する際の詳細事項

(4) 利用(対データ利用者)

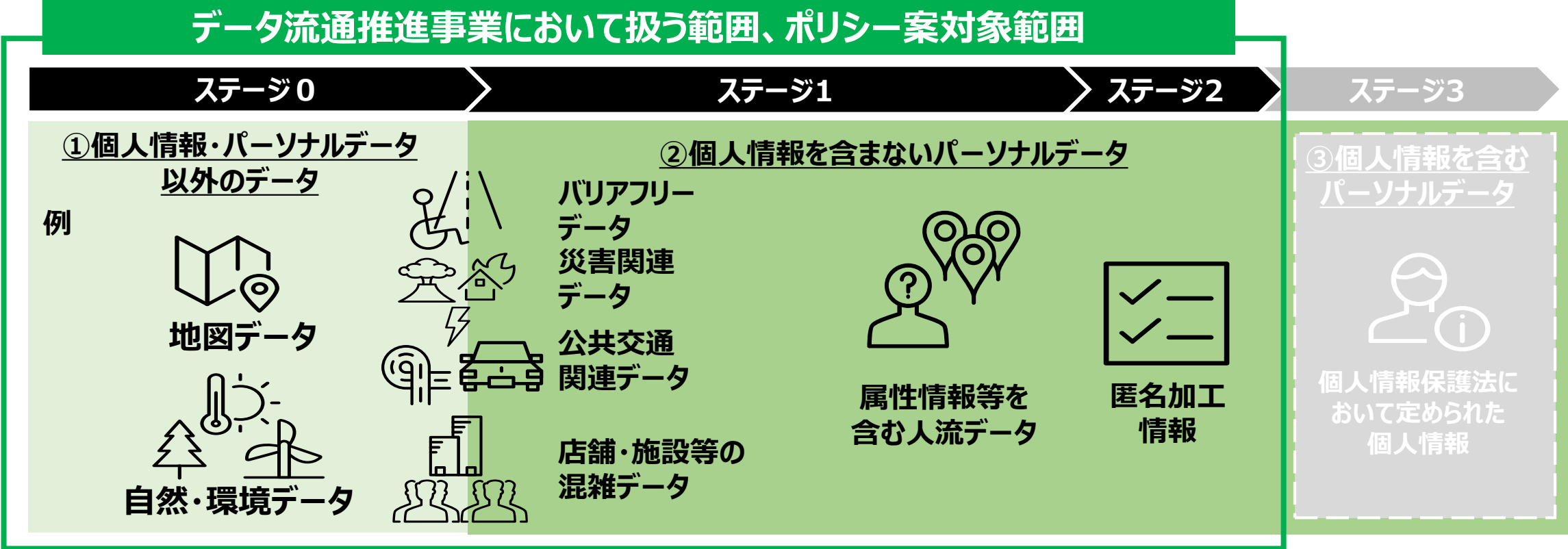
- データ利用の利用資格、利用状況・管理体制等、DPFが確認する際の詳細事項



令和3年度の協議会での議論や諸事業で要検討

(参考)取り扱いデータに沿った組織体制整備やデータマネジメントルール制定の必要性

ステージ1・2の段階でも、プライバシーリスクの観点から考慮すると、PIA※等を駆使し、扱って良いデータ種類・質等の検討を要する。令和3年度に実施するケーススタディ事業等を踏まえて、組織体制やデータマネジメントルールの詳細を検討する必要がある



組織体制・データマネジメントの詳細検討の結果次第では、附則として「一定の条件が満たされない場合は取り扱うデータを限定する。」「しばらくの間はこの条件の下で流通を認める」などのような記載が必要になると考えられる

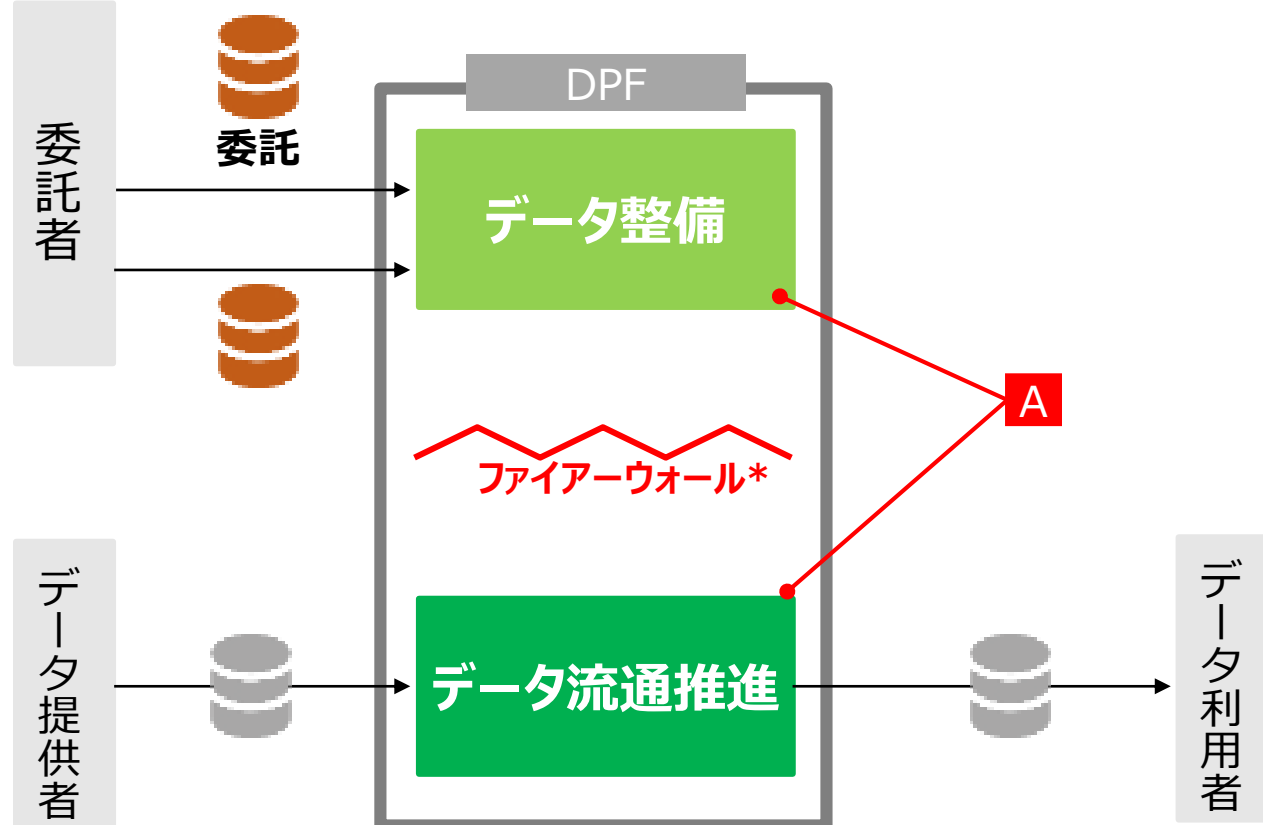
※プライバシー影響評価

(参考)データ流通事業とデータ整備事業間のデータマネジメントルール

第3回委員会では、データ流通推進で取り扱うデータと、データ整備事業で請け負うデータの分別管理等が必要になると委員から意見があった。令和3年度に実施するデータ連携基盤の要件定義の際に留意いただくことが必要

データ流通事業とデータ整備事業間のデータマネジメントルール(イメージ)

適切に行う上でDPFが実施すべき事項



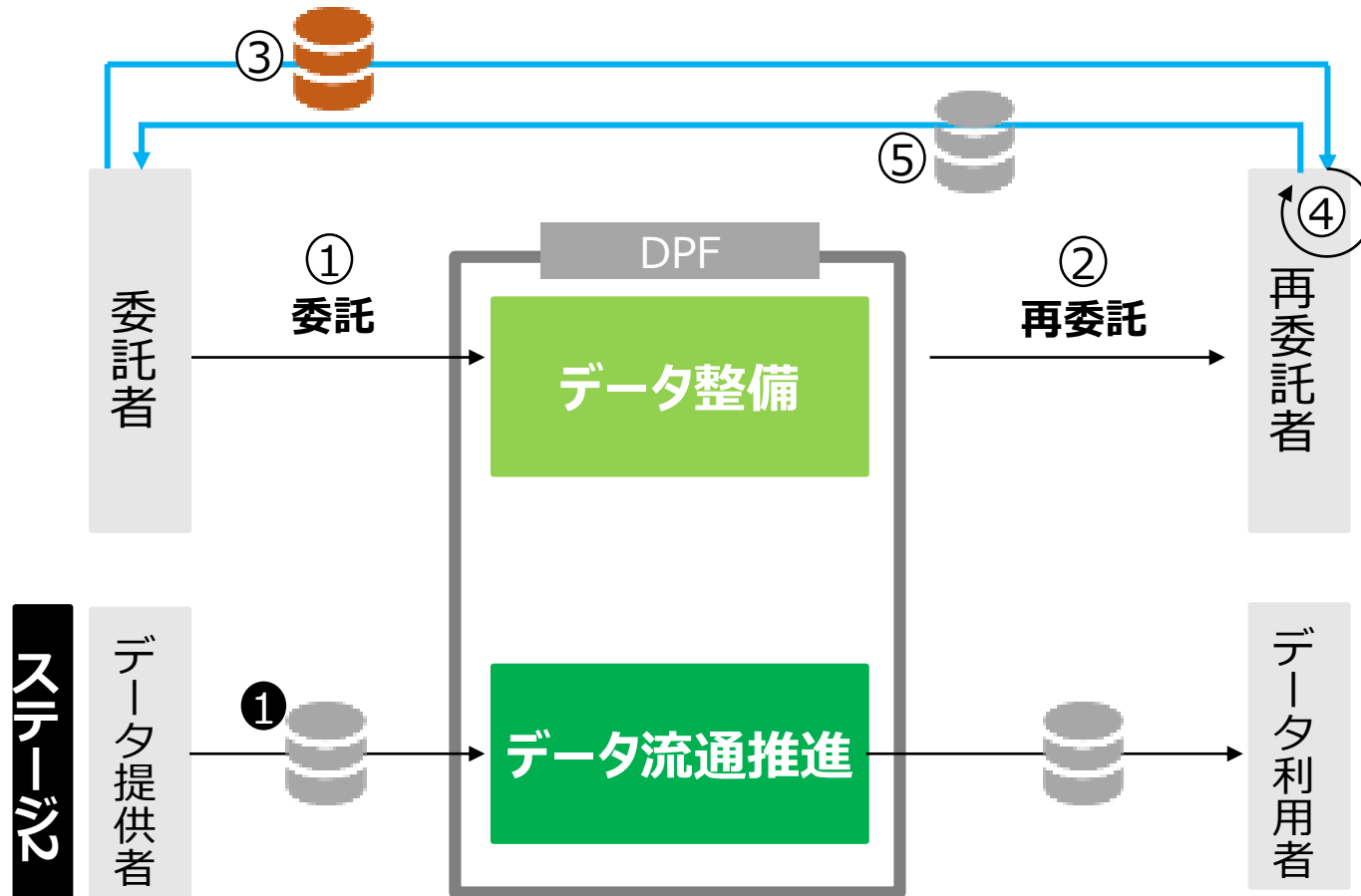
- A**
- データ加工等の委託をDPFが受ける場合に、加工したデータがデータ流通推進に混入すること等を防ぐため、分別管理を行う
 - データ整備事業と、データ流通促進事業の間に、システムを完全に分ける等ファイアウォールを設ける

*特定の範囲の境界線に一定のルール等を設け、境界線の不適切な横断を防ぐ機能

(参考)データ整備事業で匿名加工化の業務委託を請け負う場合

匿名加工化等の委託を請け負う場合は、適切な体制が整うまでは再委託することを検討。なお内製化・外製化の区分については、令和3年度以降に実施する行政データ整備モデル事業等を踏まえ再度検討を要する

DPFが匿名加工化業務委託を請け負い、再委託する場合のイメージ(案)



- ① 委託者が、データ整備事業に対して匿名加工化を委託
 - ② データ整備事業で、匿名加工化を請け負う適切な体制が整うまでは、適切な処理を可能とする外部事業者を選定し、再委託
 - ③ 委託者が加工前のデータを、再委託先に直接提供
 - ④ 再委託者が匿名加工化
 - ⑤ 匿名加工化済みのデータを直接に委託者に返却
- ① データ提供者の意思によっては、データ整備で請け負った匿名加工済みデータを、データ流通推進で提供を受ける可能性もあることを想定

(参考)一覧性を欠く提示方法を避けるためのポリシー提示HPの要件

ポリシー本文以外に参照する別途ルールを規定した場合、掲載箇所が拡散することで読み手に取って理解しにくくなることが想定される。システム構築時に、ルールの掲載方法として、なるべく2段階に収まるよう留意する必要がある



一覧性を意識した例

官民連携データプラットフォーム 公式サイト				
DPFとは	サービス	取り扱いデータ	活用事例	安全・安心に向けた取り組み
規約				
第XX条 ・サービス料金の規定ルールに関しては こちら				

官民連携データプラットフォーム 公式サイト				
DPFとは	サービス	取り扱いデータ	活用事例	安全・安心に向けた取り組み
サービス料金規定ルール				
<ul style="list-style-type: none"> ・民間企業の場合 XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX ・地方自治体の場合 XXXXXXXXXXXX 				

ポリシー以外で定めるルール情報は、なるべく
2段階で辿りつくよう留意



一覧性が欠けた例

官民連携データプラットフォーム 公式サイト				
DPFとは	サービス	取り扱いデータ	活用事例	安全・安心に向けた取り組み
規約				
第XX条 ・サービス料金・規定ルールに関しては こちら				

官民連携データプラットフォーム 公式サイト				
DPFとは	サービス	取り扱いデータ	活用事例	安全・安心に向けた取り組み
サービス料金				
<ul style="list-style-type: none"> ・サービス料金 XXXXX ※サービス料金規定ルールに関してはこちら 				

官民連携データプラットフォーム 公式サイト				
DPFとは	サービス	取り扱いデータ	活用事例	安全・安心に向けた取り組み
サービス料金規定ルール				
<ul style="list-style-type: none"> ・民間企業の場合はこちら ・地方自治体の場合こちら ・教育・研究機関の場合こちら 				

官民連携データプラットフォーム 公式サイト				
DPFとは	サービス	取り扱いデータ	活用事例	安全・安心に向けた取り組み
サービス料金規定ルール 民間企業				
<ul style="list-style-type: none"> ・〇〇データの場合はこちら ・XXXデータの場合はこちら ・△△データの場合はこちら 				

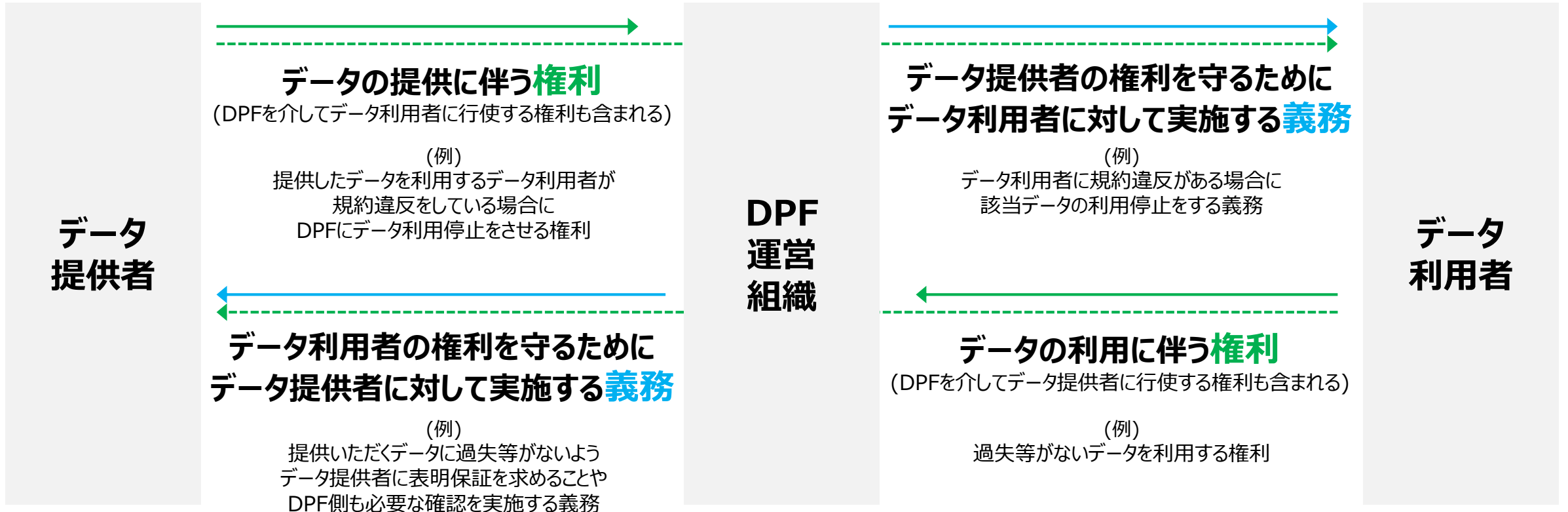
※サイトイメージの記載内容は例示です

(参考)データ提供者・DPF・データ利用者の権利・義務の関係

令和3年度に実施する協議機会での議論やケーススタディ事業を踏まえ、事業詳細が固まった後に、データ提供者・DPF・データ利用者間での権利、義務の関係を整理し、規約等への反映をしている箇所や明示できていない箇所を洗い出す必要がある

例：データ提供者・データ利用者の権利に付随したDPFの義務（イメージ）

→ 権利
→ 義務



(参考)データ提供者の利用条件の策定方法

令和3年度に実施するWGやケーススタディ事業等で係る企業に対して、データ提供者・利用者の立場から利用条件に関するニーズを調査。類型化し、雛形を複数策定するか、チェックボックス式で一部選択可能とする案があるが、詳細は引き続き検討を要する

雛形作成における下準備

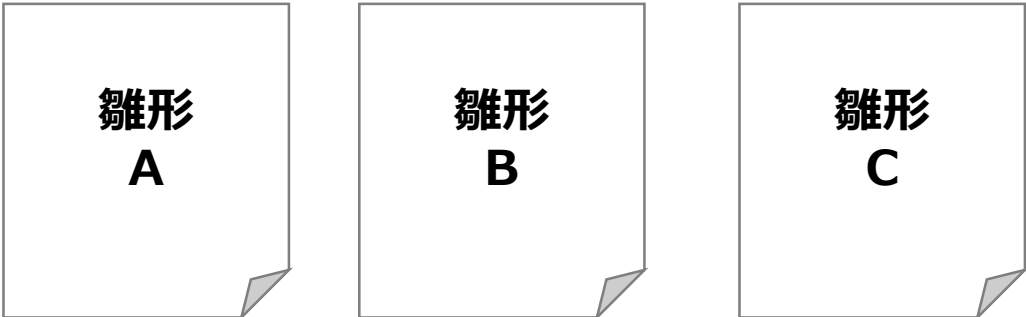


複数の雛形を用意

- ヒアリングで得たニーズを基に、いくつかの雛形を用意
- 選んだ雛形を必要に応じて微修正等の対応をとる

チェックボックスを用意(任意選択の項目を設ける)

- ヒアリングで得たニーズを基に、利用条件に記載が必須となる事項と、データ提供者が任意選択できる事項を用意

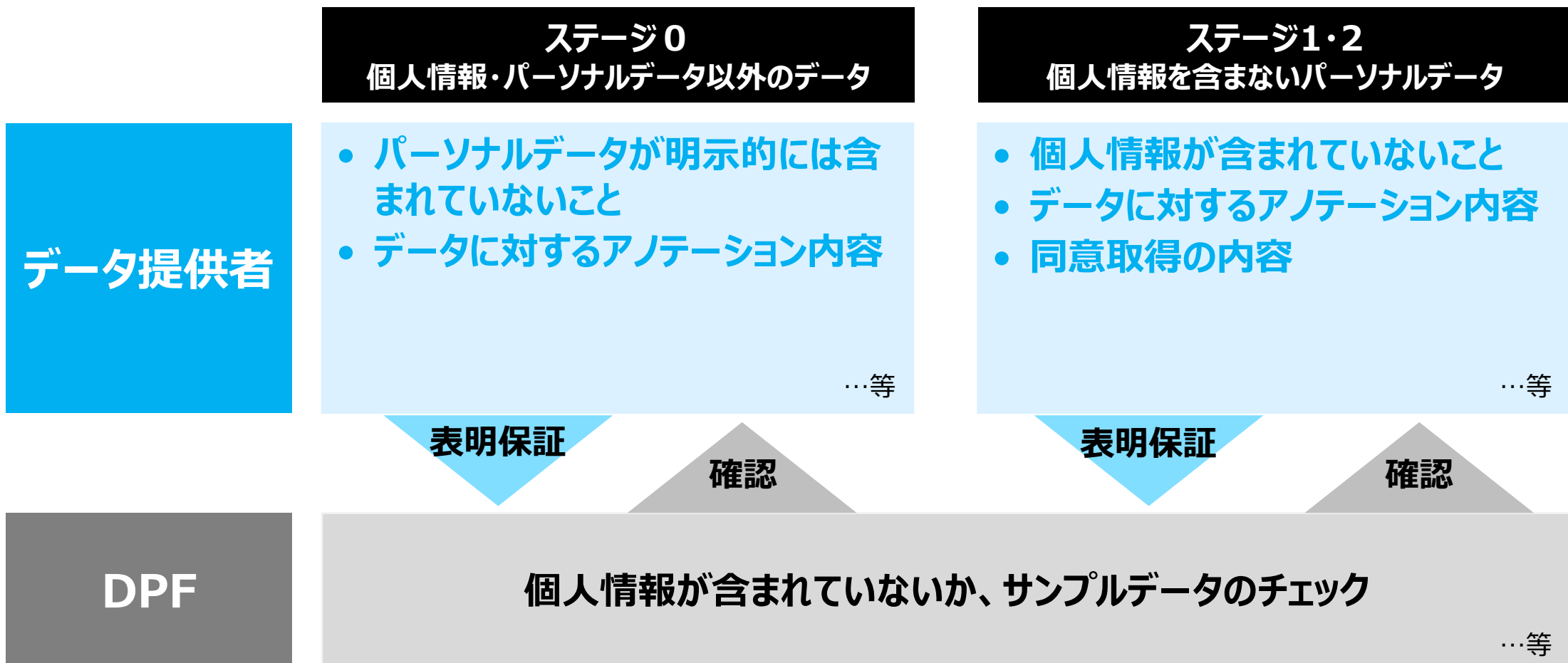


データ提供者利用条件 イメージ

<ul style="list-style-type: none"> ● 必須事項 <input checked="" type="checkbox"/> 利用停止通告期間 3か月前 	<ul style="list-style-type: none"> ● 選択事項 <input checked="" type="checkbox"/> 利活用状況報告 簡易アンケート提出要
--	---

(参考)データ提供者に表明保証いただく事項とDPFからの確認事項

第3回委員会では、データ提供時に表明保証をいただく事項について、データに対するアノテーション※内容や、ステージ1・2では同意取得内容等も必要ではないかとの意見があった。令和3年度以降に策定されるユースケースや組織体制整備等の結果を踏まえ、表明事項やDPFの実施事項等の詳細を再検討する必要がある



※特定データに対して、データのタイトル等のそのデータについての情報等(メタデータ)を付与すること

(参考)データ利用者の範囲とDPFの関与範囲

データの個人識別性のステージに応じた情報管理体制のレベルを求めると、同じくステージに応じたDPFからの関与を行うが、詳細の内容については、令和3年度以降のケーススタディ事業を踏まえて再度検討を要する

	ステージ0 個人情報・パーソナルデータ以外のデータ	ステージ1・2 個人情報を含まないパーソナルデータ
データ利用者の 情報管理体制	(例) <ul style="list-style-type: none"> データ利用方法について定期的にアンケートを実施・回答を要求 チェックシート等を用いデータの取り扱い状況について定期的に報告を要求 定期的にデータの取り扱いについて監査を実施 	
DPFの 関与範囲	(例) <ul style="list-style-type: none"> 情報セキュリティに係る方針を掲げておらず、情報管理体制が整っていないと想定される場合 情報セキュリティに係る方針を掲げているが、個人情報や機密情報等の管理体制が整備しきれていない場合 情報セキュリティに係る方針を掲げ情報管理体制が整っており、監査体制を設けている場合 	

6. (参考)委員会における委員からの課題提起や提案等

- 第1回委員会でいただいた主な意見（第2回委員会事務局資料）
- 第2回委員会・持ち回り審議でいただいた主な意見（第3回委員会事務局資料）
- 第3回委員会でいただいた主な意見（第4回委員会事務局資料）

第1回委員会でいただいた主な意見

第1回委員会で委員からいただいた意見・質問をポリシー策定委員会事務局にて以下のように整理。準備会への提言及び確認事項を抜粋

分類	主なご意見・質問の例	対応方針
あり方	<ul style="list-style-type: none"> 都民や都の事業者に対してコミュニティ的な存在で事業を推進していくか 	準備会への提言及び確認予定
定款	<ul style="list-style-type: none"> 定款はいつ頃に策定されるか (委員会内で定款内容を反映したポリシーの策定ができるか否か) 	
事業計画	<ul style="list-style-type: none"> 事業の具体的な事例を基に、想定する事業内容(パーソナルデータの取り扱いも含む)を定めるべき 都民のニーズから遡って事業内容や集めるデータを考えるべき 	
取扱データ	<ul style="list-style-type: none"> バリアフリー情報・災害関連・道路関連の事業に早い段階から着手すべき 具体的に取り扱うデータを基に、どのようなユースケースが想定されるか 	
その他	<ul style="list-style-type: none"> D P F 事業利用者に対してどのようにデータ情報を公開するか。例えば、カタログのような状態にしてサイトに掲載するイメージであるか D P F はどのようなデータを長期的に所有するか。(基本的にはデータを所有しないが、全く所有しないことはあり得ないと想定) 紛争解決の仕組みを構築すべきではないか 	

事業内容・組織全般

第1回委員会でいただいた主な意見

第1回委員会で委員からいただいた意見・質問をポリシー策定委員会事務局にて以下のように整理。準備会への提言及び確認事項を抜粋

分類		主なご意見・質問の例	対応方針
データ提供者	会費	<ul style="list-style-type: none"> データ提供者に会費を求めることを見直すべき。(会費を払ってまでデータを提供したい個人・団体が存在するか) ただし、コミュニティ的な位置づけで事業運営するのであれば話は別である 	準備会への提言及び確認予定
	提供資格	<ul style="list-style-type: none"> データ提供促進を優先すると、厳しい資格を求めることは適していない。まずはどのような個人・団体からデータを提供いただけるか確認すべき 	
データ利用者	利用資格	<ul style="list-style-type: none"> データ利用の審査基準を設けるべきであると考えている。特に問題が発生する利活用をする業者等が想定される。その他、海外事業者の利用を認めるか否か 	
	求めること	<ul style="list-style-type: none"> D P F はデータ利用者に対して強い制約を課すべきか否か。例えば、情報銀行の場合はデータ利用者に対してデータの利用を限定的にしたりしているが、果たしてD P F も同様にそれを求めるべきであるか データ利用者に対して、提供されたデータからどのようなメリットがあったか報告を受けることを求めることはいかがか 	

第1回委員会でいただいた主な意見

第1回委員会で委員からいただいた意見・質問とそれに対する対応方針を、ポリシー策定委員会事務局にて以下のように整理

	分類	主なご意見・質問の例	対応方針
事業内容・組織全般	情報銀行との事業差異	<ul style="list-style-type: none"> • DPF事業と、情報銀行事業の差分は何か 	<ul style="list-style-type: none"> • P.12を基に説明
	プライバシーポリシーの対象	<ul style="list-style-type: none"> • プライバシーポリシーは誰に対して示すものであるか。通常は対個人に対して示すものであると想定している • 個人に対するものではなく、総じて憲章を掲げることはいかがか 	<ul style="list-style-type: none"> • 広く対象にプライバシーステートメントを掲げる • P.13を基に説明
	パーソナルデータの取り扱い	<ul style="list-style-type: none"> • 個人情報保護法や、東京都個人情報の保護に関する条例に規定する個人情報を含め、包括された意味を持つ「パーソナルデータ」として情報を取り扱うことはいかがか 	<ul style="list-style-type: none"> • パーソナルデータとして情報を取り扱う
	データの保存期間の対応方針	<ul style="list-style-type: none"> • データ提供者から提供されたデータの鮮度についてどう保つか 	<ul style="list-style-type: none"> • データ提供者にデータの取得期日を要求する
	第三者からの認定取得是非	<ul style="list-style-type: none"> • 運営組織の情報セキュリティ体制を対外的に示すうえでは、プライバシーマークやISMS適合性評価*の取得の是非を考えるべき 	<ul style="list-style-type: none"> • プライバシーマークを取得する • P.14を基に説明

* ISMS (情報セキュリティマネジメントシステム)適合性評価は、国際的に整合性のとれた情報セキュリティマネジメントシステムに対する第三者適合性評価

第1回委員会でいただいた主な意見

第1回委員会で委員からいただいた意見・質問とそれに対する対応方針を、ポリシー策定委員会事務局にて以下のように整理

	分類	主なご意見・質問の例	対応方針
データ提供者	データ提供元への関与・利用同意の取得	<ul style="list-style-type: none"> データ提供元に対してD P Fが何らかの形で接点を持ち、プライバシーポリシー(プライバシーステートメント)を示し、利用・提供の同意を得る必要があるのではないか 個人情報を含むデータについては、ダッシュボード*等を必須とすることはいかがか。一方で個人情報を含まないデータ(匿名加工情報を含む)は、ダッシュボードの必要性はないと想定される 	<ul style="list-style-type: none"> P.15を基に説明
	規約の1本化	<ul style="list-style-type: none"> 基本的にはD P Fの規約は一つにし、事業者ごとに変える必要はないのではないか 	<ul style="list-style-type: none"> 原則規約は一つとするが必要に応じて個別契約で条件変更することは妨げない
	個人情報を含まないデータ提供を受ける際の課すべき条件	<ul style="list-style-type: none"> 個人情報以外でも、個人情報が含まれる場合を想定した際、データ提供者に対して何を課すべきであるか 	<ul style="list-style-type: none"> 提供者に対して、個人情報は入っていないと宣言していただいたうえで受領

*個人が自分の情報を管理する画面機能のこと

第1回委員会でいただいた主な意見

第1回委員会で委員からいただいた意見・質問とそれに対する対応方針を、ポリシー策定委員会事務局にて以下のように整理

	分類	主なご意見・質問の例	対応方針
データ利用者	利用 審査基準	<ul style="list-style-type: none"> • データ利用の審査基準を設けるべきであると考えている。特に問題が発生する利活用をする業者等が想定される • D P F は都庁のような地方自治体ではないため、審査基準を公開する必要はないのではないか 	<ul style="list-style-type: none"> • P.16を基に説明
	データの条件付き提供	<ul style="list-style-type: none"> • 個人を特定しないデータを提供している場合でも、データ利用者が個人を特定できるよう突き合わせる可能性がある。データ提供の際に、個人を紐づけるような行為をしないことを条件として入れるべきではないか 	<ul style="list-style-type: none"> • 提供先企業が、DPFからもらう個人関連情報をパーソナルデータと紐づけることについて本人の同意を得ており、その事実が確認できるものを用意いただくことを規約に記載する予定
	個人情報含まないデータ提供を受ける際の課すべき条件	<ul style="list-style-type: none"> • 個人情報以外のデータでも、個人情報が含まれる場合を想定した際、データ提供者に対して何を課すべきであるか 	<ul style="list-style-type: none"> • P.16を基に説明
	データ利用者からのデータの利活用報告の是非	<ul style="list-style-type: none"> • データ利用者に対して、提供されたデータからどのようなメリットがあったか報告を受けることを求めることはいかがか 	<ul style="list-style-type: none"> • P.16を基に説明

- 第2回委員会意見 ① ポリシー素案への反映
- ◎ 持ち回り審議時意見 ② 準備会への申し送り
- ③ 協議会や他の諸事業での検討・具体化
- ④ ポリシーの更新・原案化

第2回委員会・持ち回り審議でいただいた主な意見

第2回委員会と持ち回り審議でいただいた委員からの意見を、
ポリシー策定委員会事務局にて以下のように整理

分類	主なご意見（敬称略）	対応方針・結果
(1) 全体	<ul style="list-style-type: none"> ● データ流通の目的は、Society 5.0の実現がゴールではなく、社会が抱えている課題を解決することや、誰もが快適に暮らせる社会を実現することが最終ゴールとなる。この実現のため、データを流通させるとのことを明示すべき 	<ul style="list-style-type: none"> ● ポリシー案公開時に左記の旨を図式化したものをHP上に掲載予定
	<ul style="list-style-type: none"> ● データ取引のためのマッチングの場を提供するか、トラストアンカー*としての機能を持つか ◎ データの取り扱いを事業として行うDPFの安全性、価値、信頼についてをそれぞれ整理したほうが良いのではないか 	<ul style="list-style-type: none"> ● トラストアンカーとしての機能を持つ方向で調整 ● 第4回準備会にてトラストの方針を発表予定 2
	<ul style="list-style-type: none"> ● DPFに混在あるいは不足してはいけない機能がないかは、きちんとしたガバナンスが必要。その状況は複雑であれば複雑なほど、きちんと第三者的な組織がチェックし、透明性をもって関する仕組みがより重要になる 	<ul style="list-style-type: none"> ● 今年度時点の第三者委員会の想定概要を本資料P.47に記載 ● 運営組織の設計、定款策定後に詳細を含め再検討予定 34

*個人、法人、機器などのサイバー空間の存在(ID)の認証(審査・登録・発行・管理など)を担う機能のこと。

官民連携データプラットフォームでは、DPFがデータ提供者とデータ利用者を審査することや、データの管理をすることなどによって、トラストを担保し、保証すること

- 第2回委員会意見 ① ポリシー素案への反映
- ◎ 持ち回り審議時意見 ② 準備会への申し送り
- ③ 協議会や他の諸事業での検討・具体化
- ④ ポリシーの更新・原案化

第2回委員会・持ち回り審議でいただいた主な意見

(前ページの続き)

分類	主なご意見 (敬称略)	対応方針・結果
<div style="background-color: black; color: white; padding: 5px; text-align: center;">(1) 全体</div> <div style="background-color: #e0f2f1; padding: 10px; text-align: center;">DPFと パーソナルデータ・ 個人情報の関係</div>	<ul style="list-style-type: none"> ● DPFが受託者としてデータを加工し利用者に渡すならばその旨を規約に反映すべき ● DPFが委託を受けて加工・統計化したデータは、データ提供者からの提供を受けてデータ利用者に流れる形になるため、留意すること ● DPFがデータ提供者から個人情報の加工を受ける場合、プライバシーステートメント・規約内に、DPFに個人情報が入る際の法律のルールを明記すべき ● 個人情報とデータプラットフォームの関係について当面どうするか、この先どうしていきたいかを整理すべき ◎ プライバシーステートメント5項の「②データプラットフォーム上で扱うデータの分析」には、委託に伴う加工のみではなく、アノテーション*のような作業を含むのではないか。その場合、修正・追記が必要になるのではないか 	<ul style="list-style-type: none"> ● 規約17条に反映 ① ● 規約17条4項、プライバシーステートメント5項・9項に反映 ① ● 当面は事業開始直後より、個人情報やパーソナルデータが含まれるデータの流通等を行うこと及びデータ主体から直接パーソナルデータを提供いただくことは想定していない。 ● 本資料P16参照 ● プライバシーステートメント1項に反映 ① ● 将来的に実施する方向で検討しているが、具体内容が定義された後に、体制・ルール整備とポリシーを更新予定 ③④
<p>*特定データに対して、データのタイトル等のそのデータについての情報等(メタデータ)を付与すること</p>		

- 第2回委員会意見 ① ポリシー素案への反映
- ◎ 持ち回り審議時意見 ② 準備会への申し送り
- ③ 協議会や他の諸事業での検討・具体化
- ④ ポリシーの更新・原案化

第2回委員会・持ち回り審議でいただいた主な意見

(前ページの続き)

(1) 全体	分類	主なご意見 (敬称略)	対応方針・結果
	責任・免責・罰則等の規定	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 安全管理に係る条件や、責任、免責規定と合わせたインシデント発生時の付保、経済的・組織的基盤の確立のようなものは、どの規定で対応するか ◎ 表明し、保証した範囲も免責事項から除外すべき ◎ データに関するトラブルを類型化し、それぞれについての責任主体、どこに資金をプールし、誰が対応していくのか等を整理した方が良い ◎ 提供のハードルを下げるため、DPFが責任を負ってデータクレンジングを行うなどする必要があるとの準備会での議論を踏まえ、表明保証の対象を検討する際は、ある程度DPFが、提供者の申告を踏まえて精査し、利用者に対して表明保証する、免責としないなどの形で対応することも考えられる 	<ul style="list-style-type: none"> ・ どこまで表明保証し、何を免責にするか、又責任や罰則等については、事業計画で決めたところで対応させてポリシーに記載する予定 34 ・ トラブルの類型化は準備会でユースケースが策定された後に検討予定 34
	データ主体・データ提供者・データ利用者間の関係	<ul style="list-style-type: none"> ◎ データ利用者の権利・義務については、DPFとデータ主体との関係、データ提供者との関係をきちんと整理した上で、記載を検討すべき 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 準備会に申し送り具体的なステークホルダー間の関係、取り扱いデータ等を具体化の上、要更新 34
ポリシー周知・伝達手段	<ul style="list-style-type: none"> ● 読み手に取って分かりやすくするために、絵・図等を用いて説明すべき 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業開始前に要対応 4 	

- 第2回委員会意見 ① ポリシー素案への反映
- ◎ 持ち回り審議時意見 ② 準備会への申し送り
- ③ 協議会や他の諸事業での検討・具体化
- ④ ポリシーの更新・原案化

第2回委員会・持ち回り審議でいただいた主な意見

(前ページの続き)

	分類	主なご意見 (敬称略)	対応方針・結果
(1) 全体	規約等ルール改定時の 留意点	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 規約以外においてWEB上等でルール(例.サービス料金)を定めることはできるが、規約の一部として捉えられるため、民法の定型約款の規定に従う必要がある ◎ 規約以外においてルールを定めた場合、一覧性を欠いてサービス利用者が把握しにくくなることを防ぐ手当が必要ではないか 	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業詳細が固まり次第、別途必要になるルールを洗い出し、ポリシー側で適正であるか確認予定 34 ● 表示方法について検討が必要と認識 34
(2) 対データ主体	データ提供者からの 開示請求	<ul style="list-style-type: none"> ● 保有個人データについて流通サービスのデータと、従業員と、取引先の方のデータと、全部混ぜて書くのではなく、個人に対して分かりやすくするために整理する必要があるのではないか 	<ul style="list-style-type: none"> ● プライバシーステートメント 4項の記載を再考 1

- 第2回委員会意見 ① ポリシー素案への反映
- ◎ 持ち回り審議時意見 ② 準備会への申し送り
- ③ 協議会や他の諸事業での検討・具体化
- ④ ポリシーの更新・原案化

第2回委員会・持ち回り審議でいただいた主な意見

(前ページの続き)

分類	主なご意見	対応方針・結果
(3) 取得(対データ提供者) データ提供者に対する 条件・規律・ DPFからの関与範囲	<ul style="list-style-type: none"> ● データ提供者から個人情報を含むデータが提供される際、第三者提供の同意が取得されていることの確認をDPFが行う旨を規約に追加すべき 	<ul style="list-style-type: none"> ● 規約15条に反映 ①
	<ul style="list-style-type: none"> ● データ提供時にデータ提供者から表明保証を求めるだけでなく、DPFも主体的に確認すべき。データ主体からデータ提供者が同意取得した際の同意文言、同意方法なども確認できるはず 	<ul style="list-style-type: none"> ● 規約14条、15条に反映 ① ● 具体方法は継続検討 ③④
	<ul style="list-style-type: none"> ● データ戦略タスクフォースの報告が出る予定なので、それを参照して、どう提供されるデータの品質・トラストを担保するかを検討することはいかがか 	<ul style="list-style-type: none"> ● 準備会のトラストの検討と併せて今後詳細を検討予定 ②③④
データ提供者による 提供先制限の権限	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 限定提供データのみではなく、提供者の競業先を対象から除くオプションを設けるか等についても検討を要するのではないか 	<ul style="list-style-type: none"> ● 個別契約(規約13条3項(7))にて、提供を認める範囲を定めることを想定 ①

- 第2回委員会意見 ① ポリシー素案への反映
- ◎ 持ち回り審議時意見 ② 準備会への申し送り
- ③ 協議会や他の諸事業での検討・具体化
- ④ ポリシーの更新・原案化

第2回委員会・持ち回り審議でいただいた主な意見

(前ページの続き)

分類	主なご意見	対応方針・結果
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">(3) 取得(対データ提供者)</p> <p style="text-align: center;">データ提供者による データ利用停止権限</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◎ データ利用者が規約違反をした場合、データ提供を取り下げる権利等をデータ提供者に付与すべきである <hr/> ◎ データ利用の個別契約を締結している対象のデータの元々の提供者がDPFの利用契約を終了した場合の契約済みの個別利用契約については、少なくとも利用契約が債務不履行となることは避けるべき ◎ データの利用許諾に条件が付されている場合には、データ提供者に提供停止、利用停止の権限は留保するという前提の下、利用に不当な影響がないように、権限行使に条件設定を行う必要があるのではないか 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 規約違反したデータ利用者のみに対して、取り下げる権利を付与することを検討中 1 4 <hr/> ・ 原則、契約期間中は継続的にデータ提供いただく ・ 仮に契約期間終了後に更新がされない場合や途中解約がある場合には、データが突然利用できなくなることを防ぐために、あらかじめ十分な期間を定めて告知し、データ利用企業が必要な対応を取れるよう、個別契約内で契約終了の一定期間前に告知することを定めていただくことを想定 ・ 規約13条3項(6)を修正 1

- 第2回委員会意見 ① ポリシー素案への反映
- ◎ 持ち回り審議時意見 ② 準備会への申し送り
- ③ 協議会や他の諸事業での検討・具体化
- ④ ポリシーの更新・原案化

第2回委員会・持ち回り審議でいただいた主な意見

(前ページの続き)

分類

主なご意見

対応方針・結果

(4) 利用(対データ利用者)

データ利用者に対する
条件・規律・
DPFからの関与範囲

- データ利用者が大学などや、個人になる場合を想定に入れた整理をするべき
 - 中小企業・スタートアップは例外になるということは避け、全体として原則どうあるべきかを検討すべき
 - Pマーク、ISMSを必ず取得しなければならないという建付けは機能しづらくなるため、通常よく行われている取扱業務委託の際のデータ取り扱いに係る申告チェックシート等を活用し、DPFがデータ利用者の状態をチェックしたほうが良いのではないか
 - 一定の資格を持つべき人が利用者になるべきで、認証されているものであるべき
 - データ利用者も確認をすることを求めても良いのではないか
 - アンケート、チェックシートの他にも追跡・継続モニタリング等を、DPFがデータ利用者に対してすべきではないか
-
- データ利用者が自身が持つデータと突合して使用する際、データ利用者個人に対してDPFのデータを使うとの旨を伝えるべき
 - DPF から流れてきたデータをデータ利用者が個人情報と突合してサービスに使う場合、DPFはデータ利用者に対して①どういうデータを使っていて②どう説明して③どう同意を得ているのかDPF側で確認できるのではないか

- 左記の旨を考慮し、規約21条・24条に反映 **①**
- なお、具体的にDPFが実施する事項については、次年度以降洗い出されるユースケース等も踏まえながら、詳細を検討予定 **③④**
- DPFが利用方法を確認し、突き合すことが検討されているのであれば、DPFが個人に対して同意を得ているか確認する。詳細の確認方法は次年度検討 **④**

- 第2回委員会意見 ① ポリシー素案への反映
- ◎ 持ち回り審議時意見 ② 準備会への申し送り
- ③ 協議会や他の諸事業での検討・具体化
- ④ ポリシーの更新・原案化

第2回委員会・持ち回り審議でいただいた主な意見

(前ページの続き)

分類

主なご意見

対応方針・結果

(5) 第三者提供

派生データの取り扱い

- ◎ 派生データの利用権限等は、データ提供者との個別契約を踏まえて、DPFがデータ利用者との個別契約をコントロールするか

- ・ 派生データの具体的な利用権限含め、個別契約の内容については、次年度以降洗い出されるユースケース等を踏まえながら詳細を検討予定

34

- ① ポリシー素案への反映
- ② 準備会への申し送り
- ③ 協議会や他の諸事業での検討・具体化
- ④ ポリシーの更新・原案化

第3回委員会でいただいた主な意見

第3回委員会でいただいた委員からの意見を、ポリシー策定委員会事務局にて以下のように整理

	分類	主なご意見（敬称略）	対応方針・結果
(1) 全体	DPFの体制整備	<ul style="list-style-type: none"> ● 規約違反者、データの取得方法、データの性質のチェック機能をどのように働かせるかが運用上において問題となる。第三者委員会のような、チェック機能の保持、あるいはPIA※の実施等、プライバシーリスクの観点からデータが適切であるか否か判断する等、具体的にどのような能力を持った人が、どのように決めて、どういう組織体制であるのか体制整備を検討する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 次年度の協議会や他事業への申し送り事項とし、議論結果を踏まえ、PIA等の実施、内部ガイドラインやチェックリスト(指摘事項)を作成すること等を含め検討 ● P16 5段参照 3 4
(1) 全体	ステージ1・2で取り扱うデータ	<ul style="list-style-type: none"> ● 個人情報以外のパーソナルデータの流通は、統計的データ・匿名加工情報に限るべき。統計データ・匿名加工情報以外の場合、データ利用者の方で個人情報に戻る可能性があり、個人情報の流通と同様になってしまう。 ● 匿名加工情報に必ずする、統計情報に必ずしてDPFにデータを入れるところまで制限的にしてしまうと、若干自由度が下がるのではないか。 ● 限定して良いかは逡巡する。誰がどのような利用をしても個人情報にならないよう、DPFがチェックすべき。データ利用者の利用場面までDPFが寄り添い、利用目的に問題がないかDPFと一緒に確認をしたら良いのではないか。 ● 流通データやユースケースは何かを絞り込み、その上で、データ活用は目的と粒度によって加工レベルが決まるため、そこを議論していくべき。 ● ユースケースベースとは、利用目的ベースで許容されるパーソナルデータか否かという分け方。安全ではないが、公益目的が高いため流通を許容するとなった場合も、ホワイトリスト方式であるべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ● ステージ1・2における流通データを、現地点で、現時点では、データの取り扱いルール(統計データ・匿名加工情報のみを取り扱う等)に絞らず、今後のユースケースに合わせて検討する予定 ● P16 6段、P21参照 3 4

※ プライバシー影響評価。個人情報の収集を伴う情報システムの企画、構築、改修にあたり、情報提供者のプライバシーへの影響を「事前」に評価し、情報システムの構築・運用を適正に行うことを促す一連のプロセス

- ① ポリシー素案への反映
- ② 準備会への申し送り
- ③ 協議会や他の諸事業での検討・具体化
- ④ ポリシーの更新・原案化

第3回委員会でいただいた主な意見

(前ページの続き)

	分類	主なご意見 (敬称略)	対応方針・結果
(1) 全体	ステージ1・2で 取り扱うデータ	<ul style="list-style-type: none"> ● 懸念事項を整理し、リスクをどう排除するか明らかにすることは、全く所与の前提。具体的な話がない中で決め切るということは難しい。幅をもって準備会へ通していただきたい。 ● DPFにおいて個人情報ではない、氏名到達性がなければよいという場合、例えば広告ID・メールアドレスを含み扱うことになりかない。すると結局、個人情報と変わらず、個人情報を取り扱うことと同様になる。GDPR※1で個人情報とされるようなものであっても、日本は「匿名加工情報」は安全だというスタンスがあるので、それは許容されると思うが、そうでないものについて許容されるものを整理しなければ、プライバシー侵害が起きる可能性がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ● (前ページの続き)
(3) 取得	データ提供者による データ利用停止権限	<ul style="list-style-type: none"> ● 規約違反と提供者によるデータ停止意向は区別すべき。規約違反の場合は、DPFの判断・責任で停止すべき。データ提供者の意向については、データ提供者のライセンス・利用条件として停止すべき。合理的なライセンス設定が重要。 ● データ利用者が複数違反した場合、継続的に違反することで信頼関係が破壊されるため、将来的にはデータ提供者が契約解除できると思う。規約に書かなくともこのような構図になるのではないか。 ● DPFが選定した利用者の多くが違反する場合、DPFがトラストアンカー※2機能を持つのであれば、企業の審査・与信を丁寧にやるのがよい。 	<ul style="list-style-type: none"> ● データ利用者の規約違反等はDPFの責任で対処 ● データ提供者の意向をくみ取った利用条件を設け、データ提供者の意向でデータ利用停止等ができるようにする。雛形の詳細を検討予定 ● P16 1-3段目、P25参照

※1 一般データ保護規則。EU加盟国及び欧州経済領域(EEA)内における個人データやプライバシー保護を規定する法律

※2 個人、法人、機器などのサイバー空間の存在(ID) の認証(審査・登録・発行・管理など)を担う機能のこと。

官民連携データプラットフォームにおいては、DPFがデータ提供者とデータ利用者を審査することや、データの管理をすることなどによって、トラストを担保し、保証すること

- ① ポリシー素案への反映
- ② 準備会への申し送り
- ③ 協議会や他の諸事業での検討・具体化
- ④ ポリシーの更新・原案化

第3回委員会でいただいた主な意見

(前ページの続き)

	分類	主なご意見 (敬称略)	対応方針・結果
(3) 取得	データ提供者による データ利用停止権限	<ul style="list-style-type: none"> ● データ提供者がライセンス利用の点で条件を付けたときに、その条件をきちんと守っているか等、DPF側の義務は何か個別契約の中で定めるべき。 ● 情報銀行の取組などをみてもデータを提供してもらうことは大変であるとのことから、データ提供者が様々な利用条件を付けられることが要るのではないか。 ● 提供時の契約に個別のカスタマイズが過ぎるとDPFのオペレーションが回らなくなるため、ユースケースや、データ提供者の思い・利用者のニーズを受け留めながらDPFの現実を踏まえて類型を策定する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 前ページと同様
(2) 本人対応	利用停止の範囲	<ul style="list-style-type: none"> ● 利用停止を求められた以降の話として、遡ってデータを消すことは、DPFがデータ利用者のトラッキング※をしていないと、実際はできない。どこまでを、どのようにやるのか、やれるような仕様にするのかは併せてご検討いただきたい。 ● 今回はステージ2までではあるが、仮にパーソナルデータをデータ提供者に渡してDPFに流れていき、利用停止が発生したとすれば、それを本人に伝えるというプロセスは必要ないのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 当面個人情報を含むパーソナルデータの取り扱いは予定していないが、仮に取り扱う事になった場合、左記を参考にし、取り扱い方法の具体化を検討する予定
(3) 取得	データ提供者の 規約違反の場合	<ul style="list-style-type: none"> ● データ提供者が、「個人情報が入っていない」と言っても実際に混入していた場合、事前告知無しに即時利用停止すると予想される。データ利用者が生じた損害を、DPFが責任を負うのか。もし免責の場合、データ提供者が意図せず変なデータが混入したデータを提供したリスクを、データ利用者が負うのか。 ● 利用者の側から見て想定より提供されるデータが過少であった場合に、DPFに責任があるのか否か、提供者の責任か、もともと責任は誰にもないのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ● データ提供者の規約違反時に対応する条項を追記 P16 5段目参照 ① ● 免責規定については、次年度検討する事業詳細化が固まり次第、ポリシーに反映する予定 P17 2段目参照 ③④

※特定のユーザーが、サイト内でどこを閲覧しているのかを追跡、分析すること

- ① ポリシー素案への反映
- ② 準備会への申し送り
- ③ 協議会や他の諸事業での検討・具体化
- ④ ポリシーの更新・原案化

第3回委員会でいただいた主な意見

(前ページの続き)

分類	主なご意見 (敬称略)	対応方針・結果
<div style="background-color: #cccccc; padding: 5px; text-align: center;">(3)</div> <div style="background-color: #00a0e3; color: white; padding: 5px; text-align: center;">(4)</div> <p style="text-align: center;">データ提供者・DPF・データ利用者間の権利・義務</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 三者の間での、特にDPF視点で見たとときの具体的な義務と権利の内容を一回整理した上で、それについて必要な事項がプライバシーステートメントや、各所の規約で全部順繰りに埋まっているか、明確化できていない部分があるか、整理すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 現規約の三者間における権利・義務を整理 ● 詳細内容は次年度以降検討予定 ● P17 2段目・P27参照 3 4
<div style="background-color: #cccccc; padding: 5px; text-align: center;">(3)</div> <div style="background-color: #00a0e3; color: white; padding: 5px; text-align: center;">(4)</div> <p style="text-align: center;">紛争解決手段の取り決め</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● そもそも規約違反があるかどうかで揉めるケースが多いと想像。誰が違反を判断するか、トラブル時の解決方法について検討が必要。DPFも当事者のため、紛争解決手段の主体としては不適當。裁判は時間がかかるため、契約上拘束力のあるADRを用意する必要があるのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 次年度の事業詳細化・組織設計に持ち越し、紛争解決手段の仕組みについて検討予定 ● P17 3段目参照 3 4
<div style="background-color: #333; color: white; padding: 10px; text-align: center; font-weight: bold;">(1) 全体</div> <p style="text-align: center;">匿名加工委託を請け負った場合の留意点</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 運営組織の人が少ないときに匿名加工の対応は難しいため、外部企業に委託するしかない。その場合は予算が必要になる。「人」又は「金」を用意せざるを得ない。 ● 匿名加工情報の委託を受ける場合、系統的にファイアウォールがあれば良いのではなく、必ず加工したデータを委託者に対して返す必要がある。また、ファイアウォールだけで分けるのではなく、データ流通事業でのデータと、データ整備事業におけるデータを分ける必要がある。 ● DPFが再委託をし、委託者が再委託先に直接該当データを出す。そして加工されたデータだけが委託者からDPFに来る形にすると、DPFの内部ないしDPFのサーバーの内部でファイアウォールや施設管理が必要になるという問題がない。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業当初のデータ整備事業は、行政データのデジタル化・クレンジング等を予定しているため、仮に個人情報の匿名加工化を請け負った場合は、外部に再委託する方向で検討 ● P16 1段目・P25参照 3 4

- ① ポリシー素案への反映
- ② 準備会への申し送り
- ③ 協議会や他の諸事業での検討・具体化
- ④ ポリシーの更新・原案化

第3回委員会でいただいた主な意見

(前ページの続き)

	分類	主なご意見 (敬称略)	対応方針・結果
(3) 取得	データ提供者の 表明保証事項	<ul style="list-style-type: none"> ● DPFが有力であれば、データ提供者に対してフルスペックの表明保証を求めることができるが、DPFがあまり人気がなければ、でき得る条件でデータ提供者に保証してもらわざるを得ない。 ● 現時点で確定的なことは言えないが、ステージ1・2では、規約15条に対応する同意について、どのような内容であるかを表明保証の対象とすべき。また、データの品質等についてどのようなアノテーション※を行っているか等、細かく提供の際に条件を付けた保証をしてもらうべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 左記の旨を参考にさせていただき、次年度以降検討されるユースケース・組織体制等を考慮し、データ提供者の表明保証事項の詳細及び、DPFの確認事項等を検討予定 ● P16 2段目・P26参照 3 4
(1) 全体	ポリシー 周知・提示方法	<ul style="list-style-type: none"> ● 「自分の身に当てはめて理解できる書き方」をしてほしい。提供局面・利用局面と分けて記載すべき。なお、カスタマイズされた広告は、人によって考え方が異なる。何故それを東京都が税金で行うか、丁寧に説明する必要がある。 ● カスタマイズされた広告はステージ3にあたるため、ステージ1・2においては利用してはならないと考えている。 ● 東京都が何をしたいかが明確にならないと、メッセージは細かく伝えることができない。都が何をしたいかがしっかり決めてから、進めていただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 次年度の協議会やケーススタディ事業等を通じて創出されたユースケースに応じて、ポリシー周知・提示方法の詳細を継続的に検討する予定 3 4
(1) 全体	第三者委員会	<ul style="list-style-type: none"> ● 監視とアドバイスを同じ主体がやると緊張感がなくなるため、役割を別にすべき ● 都の税金が使われるため、東京都の立場としての透明性を示す必要がある。例えば「都の政策にこんな風に役立った」等といったことを報告すべき。 ● 第三者委員会のモニタリング(監視)は取り扱うデータによって、見る内容が変わるはず。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 次年度の協議会において事業詳細化・組織設計等固まり次第、第三者委員会の詳細を検討する予定 3 4

※特定データに対して、データのタイトル等のそのデータについての情報等(メタデータ)を付与すること